

第1865号
令和7年7月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎長官所長会同 (令和7年6月11、12日開催) における最高裁判所長官挨拶 1

◎裁判例 3
(民事)

- 表形式の行政文書の「備考」欄に記録された情報につき、一体的に不開示情報該当性についての判断をした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和5年(行ヒ)第335号・令和7年6月3日 第三小法廷判決 一部破棄差戻し、一部棄却)

- 機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業の報告書に記録された情報が情報公開法(平成28年法律第51号による改正前のもの)5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和6年(行ヒ)第94号・令和7年6月6日 第三小法廷判決 破棄差戻し)

- 児童扶養手当法(令和2年法律第40号による改正前のもの)13条の2第2項1号の規定及び児童扶養手当法施行令(令和2年政令第318号による改正前のもの)6条の4の規定のうち同号所定の公的年金給付中の受給権者に子があることによって加算された部分以外の部分を対象として児童扶養手当の支給を制限する旨を定める部分は、障害基礎年金との併給調整において憲法25条、14条1項に違反しない

(令和6年(行ツ)第54号・令和7年6月10日 第三小法廷判決 棄却)

- 国が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号所定の無店舗型性風俗特殊営業を行う事業者に対して持続化給付金給付規程(中小法人等向け)(令和2年8月1日付けのもの)及び家賃支援給付金給付規程(中小法人等向け)(同年10月29日改正前のもの)に定める各給付金を給付しないこととしていることは、憲法14条1項に違反しない

(令和6年(行ツ)第21号・令和7年6月16日 第一小法廷判決 棄却)

◎最高裁判所裁判例要旨 23
(民事)

- 動画共有サービスを提供するため、米国内でウェブサーバ及びコメント配信用サーバ等の設置管理をしているYが、上記ウェブサーバからインターネットを通じてユーザが使用する我が国所在の端末にファイルを配信することにより、上記端末と上記コメント配信用サーバ等とを含むシステムを構築することが、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるとされた事例

(令和5年(受)第2028号・令和7年3月3日 第二小法廷判決 棄却)

- 市長が市の管理する都市公園内に孔子等を祀る施設を設置することを一般社団法人に許可し、これに基づき市が上記公園内の土地を上記施設の敷地としての利用に供していることが憲法上の政教分離原則及び憲法20条、89条に違反ないとされた事例

(令和5年(行ツ)第261号・令和7年3月17日 第一小法廷判決 一部棄却、一部却下)

◎記事

24

- 広報テーマ（8月分）
- 叙位・叙勲（4月分、死亡者のみ）
- 人事異動（6月17日）

◎最高裁判所規則

25

- 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について

◎法律等

25

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律について

◎告示

25

- 最高裁判所告示第二号



最高裁判所長官挨拶

（令和7年6月11、12日開催の高等裁判所長官、
地方裁判所長及び家庭裁判所長会同におけるもの）

近年の科学技術の発展を契機とした社会経済の各分野の活動は、まさに日進月歩の速度で進展しており、少子高齢化等の人口動態の変化やこれに伴う社会経済構造の変化も加速度的にその歩みを早めています。このような中、国民の価値観や行動様式の多様化もかつてなく進み、経済活動の在りようも目まぐるしく変わっており、そこで生起する法的紛争は、多様性や複雑性を増すとともに、意見や利害の対立の激化も伴って解決を一層困難にする傾向があるように思われます。裁判所がこれらを適正かつ迅速に解決する使命を負っていることは、過去もこれからも一貫して変わりませんが、この大きくかつ予測困難な環境の変化の中で、裁判制度が国民から信頼され、法の支配を支える基盤であり続けるためには、裁判所を取り巻く状況や社会の期待を鋭敏に捉えつつ、裁判の本質を絶えず問い直しながら、裁判運営上の諸課題に対応していくことが求められるのはもちろん、そのような裁判運営の維持発展を支える裁判所の組織そのものがこのような変化に十全に対応できるよう、変化への耐性を持ったしなやかな組織であることが重要です。

このような裁判所の役割を着実に実践し、強化するためには、裁判官を含む裁判所職員が、変化に応じて柔軟・機敏に対応できるような環境を作り上げていくことが不可欠です。これまで、各分野の裁判運営の改善に向けた検討が続けられ、担当する事務の経験年数の少ない者や種々の事情を抱える者を含め、無理なく適正な事務を遂行できるよう、必要な支援を検討、実施してきました。今後もそのような取組を継続することが重要ですが、それにとどまらず、私たち裁判所職員自身が多様な視点を持ち、先例や先入観にとらわれずに現実を直視し、経験を重ね、それを持ち寄って、その時どきの最善を目指して力を合わせることが大切です。

その意味でも、様々な課題について、経験や世代の違いを超えた率直な意見交換を重ね、十分な認識共有と建設的な検討を進めるとともに、失敗を恐れることなく、実践とそれに基づく改善を繰り返していく姿勢が重要であり、とりわけ裁判官や幹部職員、そして最高裁をはじめとした上級庁の意識的な対応が不可欠であると考えています。

裁判所における現下の最重要課題の一つであるデジタル化については、現在、ほぼ全ての裁判手続においてシステム開発を進めており、それを支える情報通信インフラの刷新も並行して進めているところです。裁判手続のデジタル化の目的は、利用者である国民の利便性を向上させ、裁判所の紛争解決機能を全体的に強化することによる、より良い司法サービスの提供にあり、デジタル化を契機とした事務の合理化・効率化も、このような裁判手続の機能の強化に向けた取組であることを改めて確認したいと思います。年初には、民事訴訟手続におけるe事件管理システム（RoootS）が全府に導入されて一つの節目を迎えましたが、そこに至るまでは、計画変更をはじめとした様々な課題が生じ、関係する職員が一体となってそれらの課題に取り組んできたものと承知しています。今後も、訴訟記録の電子化等のいわゆる民事訴訟手続のフェーズ3に対応するシステムのほか、民事非訟手続、家事手続、刑事・少年手続のシステムの開発その他の重要なデジタル化のプロジェクトが続きます。システム開発では大小の糾余曲折が生じることがあるかもしれません、そのような場合においても、このような目的の下、職員が協力し、機動的かつ柔軟に対応することによって、デジタル化を着実に実現していくことが大切です。

民事訴訟の分野では、令和8年5月までにはフェーズ3による全面的なデジタル化がスタートする予定であり、いよいよ1年を切りました。民事訴訟手続の全面デジタル化は、先に述べた他の裁判分野に先立つ大きなチャレンジであり、全力で取り組むべき課題です。円滑にフェーズ3を迎えるためには、利用者に対する周知を含め、e提出・e記録管理システム（mints）の習熟・定着に向けた準備を行うことが必要不可欠であり、さらには、改正民訴法等を踏まえた具体的な運用について、裁判官が中心となって主体的、積極的に議論を進め、その結果を踏まえて弁護士会等の関係機関とも協議をしていかなければなりません。デジタル化を見据えた審理運営改善については、これまでの議論により、デジタルツールを活用しながら核心を捉えたコンパクトな審理判断を目指すべきことが確認されたところですが、今後は、各裁判官の実践を通じて汎用性のある各種手法を定着させることにより、利用者や裁判

官の負担を合理的なものとしつつ、紛争解決機能の向上を目指していくことが重要です。

刑事の分野でも、デジタル化に対応するための刑事訴訟法等を改正する法律が先般成立し、今後、施行に向けて、様々な準備を進めていかなければなりません。他方で、現下の刑事裁判をみると、社会情勢の変化を背景にした事件の内容の変容や、科学技術の進展等による客観的証拠の増加などにより、裁判員裁判をはじめ、刑事裁判全体が複雑化・困難化している状況がうかがわれます。手続を主宰する裁判所としては、迅速な裁判を求める国民の声に的確に応えるため、裁判官同士で議論を深化させていく必要があることはもとより、検察官・弁護人との間でも、個別事件の振り返り等の場を通じて、より質の高い裁判の実現に向けた意見交換を積極的に行い、実践的な取組を着実に進めていくことが期待されます。

家事の分野では、家族法制に関する民法等の一部を改正する法律が昨年5月に成立しました。離婚後に父母双方を親権者と定めることを可能とするなどの親権・監護に関する規律の見直しをはじめとして、養育費、親子交流、財産分与等の離婚に際し問題となる事項について幅広く見直しを図る改正であり、調停運営を含めた裁判実務にも大きな影響を与えると考えられます。来年5月までに施行される改正法の運用について重要な責務を担う家庭裁判所においては、残された期間の中で、調停委員への研修等も含め、引き続き、着実に準備を続けるとともに、期日間隔の短縮に向けた取組やウェブ会議の更なる活用などの調停運営改善の取組を深化させ、改正法施行後の適切な審理運営につなげていくことが必要です。また、家事の分野でも、民事非訟の分野とともに、オンライン申立て、記録の電子化等を内容とするデジタル化を図るための規定の整備を行う改正法の施行に向け、合理的、効率的な事務の在り方について引き続き検討を進めていく必要があります。少年事件についても、非行を取り巻く社会情勢の変化を踏まえつつ、事件の内容や個々の少年の問題に応じた必要な調査・審理の在り方を検討・実践し、適切な運用を行うことが求められています。

裁判所に様々な職責が委ねられ、また、事件も複雑化・困難化していく状況において、裁判所が今後も社会の期待に応えていく基盤となるのは、裁判官を含む裁判所職員が無理なくやりがいを持って職務に傾注できる環境であり、ワークライフバランスや柔軟な働き方の実現に向けた取組は重要です。情報通信技術の進展を踏まえた執務における種々の工夫、合理化・効率化・標準化には大きな意義があり、様々な課題を一つ

一つ解決しながら、職員が中核的・核心的な事務に注力する態勢の構築に向けて検討を進めていく必要があります。

司法の果たすべき役割はより一層高まっています。裁判所は、多様化する利用者、さらには国民全体の目線に立ってそのニーズを見極めるとともに、これまで以上に、多角的な視点でその運営を進めていかなければなりません。そのためには、日頃から、形式にとらわれることなく実質を重んじる柔軟で合理的な思考を持って、仕事に取り組んでいくことが大切です。

裁判所が、変化する時代の中であっても、不变の信頼を国民から得られるよう、裁判所職員一人一人が、国民から負託された裁判所の紛争解決機能を支えているという自覚を持ち、活力を持って日々の職責を果たしていくことを期待して、私の挨拶とします。

以上

裁判例

民事

◎表形式の行政文書の「備考」欄に記録された情報につき、一体的に不開示情報該当性についての判断をした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

最高裁判所令和5年（行ヒ）第335号

令和7年6月3日 第三小法廷判決

一部破棄差戻し、一部棄却

上告人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被上告人 国

原審 東京高等裁判所

主 文

- 1 原判決中、別紙目録記載1から3までの部分に関する部分を破棄する。
- 2 前項の破棄部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人のその余の上告を棄却する。
- 4 前項に関する上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、上告人が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成28年法律第51号による改正前のもの。以下「情報公開法」という。）に基づき、警察庁長官に対し、行政文書の開示を請求したところ、警察庁の保有する保有個人情報管理簿122通（以下「本件各文書」という。）につき、それぞれの一部を開示し、その余の部分には、情報公開法5条3号又は4号所定の不開示情報（以下「本件各号情報」という。）が記録されているとして、これを不開示とする旨の決定を受けたため、被上告人を相手に、そのうち不開示部分の取消し等を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 本件各文書は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成28年法律第51号による改正前のもの）10条2項1号又は2号に掲げるものに該当するとして個人情報ファイル簿の作成及び公表の

対象外とされている個人情報ファイル1件ごとに、同一の様式を用いて、当該ファイルに関する所定の情報を表形式で記録した文書であり、「名称」、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報の収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」、「保有開始の年月日」、「保存場所」及び「備考」の各欄から成る。

(2) 警察庁長官は、上告人から、行政文書の開示請求を受け、平成28年7月15日付けで、本件各文書につき、各欄の項目名の部分を開示し、各項目の内容の部分には、本件各号情報が記録されているとして、これを不開示とする旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

上告人は、平成30年3月、被上告人を相手に、本件決定のうち不開示部分の取消し及び本件各文書中の不開示部分の開示決定の義務付けを求めて本件訴えを提起した。

(3) 警察庁長官は、上告人ほか1名から、それぞれ行政文書の開示請求を受け、平成30年1月及び令和元年7月、本件各文書のうち30通につき、それぞれの一部を開示する旨の各決定（以下「別件各決定」という。）をした。

(4) 警察庁長官は、令和4年4月28日付けで、上告人に對し、本件決定を変更し、本件各文書につき、新たに、原判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」の各欄に「○」が付された部分を開示する旨の決定（以下「本件変更決定」という。）をした（以下、本件変更決定によつても開示されなかつた部分を「本件不開示部分」という。）。

上告人は、その後、本件訴えのうち本件変更決定により新たに開示された部分に係る部分を取り下げた。

(5) 本件変更決定又は別件各決定により開示された本件各文書の「備考」欄には、空白であるものや、「取り扱う権限を有する者の範囲」、「電気通信を利用して伝達する場合における注意事項」、「取り扱うことができる場所」、「保存すべき場所」、「関係法令等」、「関連通達」等の複数の小項目が設けられているものがある。また、本件変更決定又は別件各決定によつても開示されていない本件各文書の「備考」欄にも複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれる。

この点について、被上告人は、「備考」欄は、複数の小項目が設けられているものでも、それらが相互に密接な関連性を有しているから、各欄ごとにそれぞれ一体的に本件各号情報該当性について検討すれば足りる旨を主張している。これに対し、上告人は、原審において、被上告人に對し、各欄ごとではなく、各情報

ごとにその概要と本件各号情報該当性について主張立証をするよう求めたが、被上告人はこれに応じず、原審も、被上告人に対し、上記主張立証を促すことをしなかつた。

第2 上告代理人升味佐江子ほかの上告受理申立て理由第2について

1 原審は、前記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断した上で、本件各文書中別紙目録記載1及び2の部分に本件各号情報が記録されているとした警察庁長官の判断に違法はないとして、本件決定のうち上記部分に関する部分の取消請求を棄却し、別紙目録記載1及び2の部分の開示決定の義務付けを求める訴えを却下すべきものとした。

本件不開示部分に記録された情報の本件各号情報該当性については、本件変更決定時を基準に審理判断すべきであるところ、別紙目録記載1及び2の部分については、本件決定から本件変更決定までに加筆又は変更がされたものである。したがって、上記部分については、加筆又は変更後の情報の本件各号情報該当性について審理判断すべきである。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

開示請求に係る行政文書に情報公開法5条各号所定の情報（以下「不開示情報」という。）が記録されていることを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、当該不開示決定がされた時点において当該行政文書に不開示情報が記録されていたか否かを審理判断すべきものと解される。そして、前記事実関係等によれば、上告人は本件決定のうち本件不開示部分に関する部分の取消しを求めていることが明らかであるから、本件決定がされた時点において本件各文書に本件各号情報が記録されていたか否かを審理判断すべきものである。しかるに、原審は、別紙目録記載1及び2の部分について、本件決定から本件変更決定までに加筆又は変更がされたとした上で、加筆又は変更後の情報の本件各号情報該当性について判断したものであり、この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、この趣旨をいうものとして理由がある。

第3 上告代理人升味佐江子ほかの上告受理申立て理由第3のうち「備考」欄に関する部分及び第4の4(3)について

1 原審は、前記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断した上で、別紙目録記載2及び3の部分に本件各号情報が記録されているとした警察庁長官の判断に違法はないとして、本件決定のうち上記部分に関する部分の取消請求を棄却し、別紙目録記載2及び3の部分の開示決定の義務付けを求める訴えを却下す

べきものとした。

小項目が設けられている「備考」欄については、必ずしも全体として一体的に捉える必然性はなく、情報として可分なものも含まれると推測される。しかし、被上告人は、上告人から求められた「備考」欄についての主張立証をしないため、別件各決定によっても開示されていない「備考」欄である別紙目録記載2及び3の部分に、どのような小項目が設けられているか、各小項目の記録が関連しているか、一体的又は可分な関係にあるなど、その記録内容を裁判手続において特定することは困難である。したがって、上記部分を更に細分化して本件各号情報該当性について検討することはできず、各欄ごとにそれぞれ一体的に検討するのが相当である。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

開示請求に係る行政文書は、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならず（情報公開法5条）、その一部に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないものとされている（同法6条1項）。このように、情報公開法において、開示請求に係る行政文書に記録された情報は原則として公開されるべきものとされていることに照らせば、上記行政文書が表形式のものであるからといって、常に各欄ごとに不開示情報該当性についての判断をすれば足りるということはできない。特に、文書に設けられた「備考」欄には、その性質上、当該文書に記録された主要な情報に付隨し又は関連する多様な情報が記録されることが一般的に想定されるところ、前記事実関係等によれば、本件各文書の「備考」欄には、様々な小項目が複数設けられているものがあり、別紙目録記載2及び3の部分にも、複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれるというのである。現に、原審も、別件各決定により、小項目が設けられていることが判明し、その内容も明らかになっている「備考」欄については、必ずしも全体として一体的に捉える必然性はないとして、これを細分化した部分ごとに本件各号情報該当性についての判断をしている。

これらの事情に照らせば、原審としては、別件各決定によっても開示されていない「備考」欄である別紙目録記載2及び3の部分についても、被上告人に対し、文書ごとに、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性

についての判断をすべきであったということができる。しかるに、原審は、上記の観点から審理を尽くすことなく、上記部分に記録された情報につき、その内容を特定することは困難であるから上記部分を更に細分化することはできないなどとして、それぞれ一体的に本件各号情報該当性についての判断をしたものであり、この原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。論旨は、この趣旨をいうものとして理由がある。

第4 結論

以上によれば、原判決中、別紙目録記載1から3までの部分に関する部分は破棄を免れない。そして、それぞれ説示したところに従って、別紙目録記載1から3までの部分に記録されている情報の本件各号情報該当性等につき更に審理を尽くさせるため、上記の破棄部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。なお、上告人のその余の上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官林道晴、同渡辺恵理子、同平木正洋の各補足意見、裁判官宇賀克也の意見がある。

裁判官林道晴の補足意見

私は、別件各決定によっても開示されていない「備考」欄である別紙目録記載2及び3の部分についても、裁判所において、被上告人に対し、文書ごとに、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするように求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべきであったのに、原審がこうした観点からの審理を尽くすことなく、上記部分に記録された情報について、その内容を特定することは困難であるから上記部分を更に細分化することはできないなどとして、それぞれ一体的に本件各号情報該当性についての判断をしたことは、破棄は免れないとした多数意見に賛成するものであるが、宇賀裁判官の意見で指摘された事項に関連して、多数意見が基礎としたところを敷衍して述べることとする。

1 宇賀裁判官は、原審をはじめとする下級審の裁判例には、情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟において行政文書の部分開示が問題となつた際に、いわゆる情報単位論に基づき、必要以上に部分開示の範囲を狭める傾向が見られ、その弊害が顕著となつてゐるため、本件においても実際上極めて不合理な結果をもたらしていると批判している。宇賀裁判官が指摘されるとおり、情報単位論の考え方によつて裁判例の

中に、部分開示の範囲を必要以上に狭める結果となっている事案があることは否定できない。しかしながら、多数意見は、情報単位論の考え方自体に必要以上に部分開示の範囲を狭める問題があるとか、それを適用したことことが原審の誤りであると指摘しているわけでないことは、その説示の表現や文言から明らかである。あくまでも情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟の審理の在り方を踏まえ、本件では裁判所側からの働きかけが十分ではなかった結果、本件各号情報該当性の判断方法を誤った点が問題であると指摘しているものである。つまり、多数意見は、情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟の審理や裁判所側の釈明の在り方に照らし、原審の審理や判断方法には問題があつたとしているのである。そこで、以下、情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟の審理や判断方法について、具体的に検討をしたところを補足的に述べることとする。

(1) 情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟において、開示請求に係る行政文書（以下「対象文書」という。）に不開示情報が記録されていることについては、一般に被告が主張立証責任を負うものと解され、具体的には、対象文書中の不開示部分に、一般的・類型的にどのような情報が記録されているかを明らかにした上で、当該情報が不開示情報に該当すると判断する理由について、対象文書を実際に見分すことができる裁判所や原告にも理解可能な形で、できる限り具体的に主張立証すべきものである。その際には、被告において不開示部分を一定の範囲に区切って、当該範囲ごとに上記のような主張立証をすることになるところ、多数意見が説示するような原則公開という情報公開法の趣旨に照らせば、被告においては、不開示部分をできる限り細かく区切って上記主張立証をすることが求められる。

(2) 被告の主張立証に対し、原告から、不開示部分をより細分化して主張立証すべきである旨の指摘があつた場合等には、裁判所は、情報公開法の上記趣旨等に加え、原告による的確な反論反証が可能であるかといった観点も踏まえ、被告に対し適切に釈明権を行使した上で、合理的な区切り方を見いだしていくことが求められる。対象文書を実際に見分すことのできない裁判所において、被告による区切り方の合理性を判断することには相当に困難な面があるが、対象文書の体裁や行政文書としての性質等に加え、不開示情報を定めた情報公開法5条各号の趣旨や不開示部分に記録された情報の一般的・類型的な内容に照らして、被告による区切り方の合理性を客観的に検証していくほかないであろう。したがつて、不開示情報該当性の主張立証から離れて、文や文章として社会的に意味を成す範囲

がどこまでかの検討を先行させ、しかも、その範囲を過度に広く捉えた上で、その一部に不開示情報が含まれていれば当該範囲の全体を不開示とすることができるといった考え方は、情報公開法の上記趣旨等に照らして採用できないものというべきであり、情報公開制度に関する累次の当審判例も、このような考え方を採用したものではないものと解される。

(3) 以上のような情報公開法の趣旨等に照らした積極的な審理運営を通じて、適切に不開示部分が区切られた上で、当該区切られた範囲ごとに不開示情報該当性についての主張立証がされれば、裁判所としては、当該範囲ごとに不開示情報該当性についての判断をすればよい。そして、当該範囲に不開示情報が記録されているとは認められないと判断すれば、当該範囲についての取消請求を認容すべきこととなり、当該範囲に不開示情報が記録されていると判断すれば、当該範囲についての取消請求を棄却すべきこととなるが、この場合において、当該範囲を更に細分化して、独立して開示しても差支えのない字句や記述が含まれていないかを検討する必要はないものと解される。情報単位論も、このような趣旨を含むものであり、この限度においては妥当性を有するものといえる。情報単位論による弊害が生ずるのは、上記2(2)で述べたように、不開示情報該当性の判断において対象文書が過度に広く区切られた場合であると考えることができる。

(2) 他方で、審理を尽くしても被告による不開示部分の区切り方が合理的であるとは認められない場合の判断の在り方については、以下のように考えることができよう。

まず、不開示情報が記録されていると認められる範囲と記録されているとは認められない範囲とに更に区分できると判断した場合には、前者と後者とを区分した上で、前者について取消請求を棄却し、後者について取消請求を認容すべきことになる。なお、判決の本文において、文書の項目や段落で形式的に範囲を特定して両者を区分することが困難な場合には、被告の主張との対応関係等により不開示情報の内容の実質を概括的に示した上で、その余の範囲に限り請求を認容するといった運用を検討する余地もあるように思われる。

次に、被告が区切った範囲に、不開示情報が記録されていると認められるが、不開示情報に該当しない情報も含まれていると認められ、かつ、両者を特定して区分することができるとはいえない場合には、原則公開という情報公開法の趣旨にも照らし、当該範囲に不開示情報が記録されているとの被告の主張立証が成功していないとして、当該範囲の全体につき取消請求を認容するのが相当であろう。なお、この場合には、判決理由中において、以上のような取消しの理由が示さ

れるため、改めて処分をすべき立場に置かれた処分庁としては、必ずしも当該範囲の全部を開示する義務を負うことにはならず、区切り方を再検討した上で、当該範囲の一部に限って開示決定をすることもできるものと解される。

4 いずれにせよ、本判決も参考にして、不開示決定の取消訴訟における裁判所の釈明を含む審理の在り方や不開示情報該当性の判断方法について、行政文書の部分開示の問題に限らず、各論的に具体的で踏み込んだ議論がされることが期待されるところである。

裁判官渡辺恵理子、同平木正洋は、裁判官林道晴の補足意見に同調する。

裁判官宇賀克也の意見は、次のとおりである。

私は、多数意見の結論に賛同するものであるが、判示第2につき、多数意見の理由について補足的に意見を述べるとともに、判示第3につき、原判決が採用したいわゆる情報単位論の誤りについて私見を述べておきたい。

1 違法判断の基準時について

本件で上告人は、本件決定のうち不開示部分の取消し及び本件各文書の不開示部分の開示決定の義務付け訴訟を提起して、その後、原審において、本件訴えのうち本件変更決定により新たに開示された部分に係る部分を取り下げたのみであり、訴えの変更はしていない。原審も、上告人の取消請求の対象を本件決定のうち本件不開示部分に係る部分と整理しているものと解される。

情報公開制度は、開示決定時点において存在する文書について不開示情報該当性を判断して開示できるものは開示を義務付ける制度であり、その後に、記載の追加・削除があっても、開示決定時点において存在する文書を対象にして不開示情報該当性の判断をすべきである。公文書等の管理に関する法律施行令9条1項4号が、「行政機関情報公開法第4条に規定する開示請求があったもの」については、「行政機関情報公開法第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間」経過するまでは保存期間を延長するものとしているのは、開示・不開示決定の違法性の判断基準時が、開示・不開示決定時点であることを前提としていると解することができる。行政処分の違法性の判断基準時については、当審は瑕疵の治癒、違法行為の転換が認められるような例外的場合を除き、処分時説を採用している（最高裁昭和29年（オ）第132号同34年7月15日第二小法廷判決・民集13巻7号1062頁等）。瑕疵の治癒や違法行為の転換は、法律による行政の原理の例外を認めるものであるので、きわめて限定的な要件の下でのみ認められるものであって、本件がそのような例外的要件に該当する場合であるとは考えられ

ない。したがって、本件においても、本件決定時が違法判断の基準時となるべきであり、本件変更決定時を違法判断の基準時とした原判決には誤りがあり、この点で論旨には理由がある。なお、本件変更決定は本件決定の一部取消しと位置付け得るので、本件変更決定により本件決定の取消しを求める訴えの利益は失われていない。

2 情報単位論について

論旨は、明示的には情報単位論（独立一体説）が誤りであると主張するものではないが、情報の単位の認定の誤りがあると述べており、欄やその中の小項目ごとではなく、情報ごとにその概要と不開示事由を主張立証するよう被上告人に求めるべきという主張は、実質的にみれば、原判決が採用した情報単位論が誤っているという主張にほかならない。

情報公開法5条3号及び4号が不開示情報としているのは、「おそれ」のある部分のみであり、その不開示情報に当たらない部分は、不開示情報と容易に区分できるときは開示が義務付けられているのである（同法6条1項）。そして、同じ欄や小項目の中に、「おそれ」のある部分とそうでない部分の双方が含まれ、かつ、後者を前者から容易に区分して開示できる場合があることは、当然想定できる。しかし、本件では、別件各決定により開示された文書では、警察庁長官が開示して支障がないとして開示し、上告人も裁判所も実際にその部分を見て開示に支障がない情報であることを確認できているにもかかわらず、欄を独立した一体の情報ととらえ、その一部にでも不開示情報が含まれている可能性があれば全体を不開示にするという情報単位論を原審が採用しており、情報単位論の弊害が顕著に現れている。

情報単位論については、すでに、最高裁平成18年（行ヒ）第50号同19年4月17日第三小法廷判決・裁判集民事224号97頁における藤田宙靖裁判官の補足意見、最高裁平成29年（行ヒ）第46号同30年1月19日第二小法廷判決・裁判集民事258号1頁における山本庸幸裁判官の意見により厳しく批判されている。最高裁令和2年（行ヒ）第340号同4年5月17日第三小法廷判決・裁判集民事267号53頁における私の補足意見も、実質的には情報単位論の問題を指摘するものである。このように、最高裁判決における個別意見において繰り返し情報単位論の問題が指摘されているにもかかわらず、下級審裁判例においては、原審を含め、情報単位論に基づき、必要以上に部分開示の範囲を狭める傾向がみられ、その弊害が顕著になっているため、改めて、情報単位論が立法者意思とまったく反するのみならず、实际上も、きわめて不合理な結果をもたらすことについて敷衍しておき

たい。

（1）情報単位論のリーディングケースの検討

情報単位論のリーディングケースとなった最高裁平成8年（行ツ）第210号同13年3月27日第三小法廷判決・民集55巻2号530頁（以下「大阪府知事交際費第2次上告審判決」という。）は、当時の大阪府公文書公開等条例10条（「実施機関は、公文書に次に掲げる情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。」）の解釈について判示したものである。大阪府知事交際費第2次上告審判決は、情報公開法6条2項（「開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」）を参照している。そして、大阪府知事交際費第2次上告審判決は、個人に関する情報については、同項のような規定が置かれている場合に限り、個人に関する情報の中に含まれる特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分について、開示が義務付けられる趣旨と解したこととは、その補足意見から明らかである。しかし、情報公開法制定前に施行されていた情報公開条例の個人に関する不開示情報に係る規定においては、同法6条2項のような規定を設けているものは皆無であったが、これらの情報公開条例における個人に関する不開示情報の規定は、いずれも、情報公開法6条2項と同趣旨であり、実際にそのように運用されてきた。地方公共団体も、情報単位論のような考え方方はまったく採用せず、個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる部分のみを不開示にし、それ以外の部分は開示が義務付けられるという解釈の下に、情報公開の実務が行われてきたのである。首長交際費に係る開示請求を例にとって説明すれば、「大阪府知事が、平成2年5月17日に、海外勤務することになるAに対して、餞別として2万円を知事交際費から支出した。」という記述のうち、Aの部分は特定の個人を識別することになるが、それ以外の部分を開示してもAが特定されない場合には、Aの部分のみを不開示にするのが、地方公共団体における情報公開の実務であったのであり、そのことは、地方公共団体の側においても自明とされていたのである。情報公開法6条2項は、かかる情報公開条例につ

いての実務を当然視して、それを明確化する確認規定の性格を有し、情報公開条例の実務と異なる創設的規定ではないのである。仮に情報公開法6条2項の規定が設けられなかつたとしても、同条1項の解釈運用として、個人に関する情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる部分は、開示義務があるとする解釈運用が行われたものと思われる。

それでは、なぜ、情報公開法が個人に関する情報についてのみ、特別に同法6条2項のような規定を設けたのかというと、同法5条3号から6号まで（平成28年法律第51号により追加された同条1号の2を除く。）は、いずれも、不開示情報の範囲が必要以上に広がらないように、事項的基準と定性的基準を組み合わせているのに対して、同条1号は、プライバシー情報型ではなく、特定個人識別情報型であり、同号イ～ハの例外的開示事由が置かれてはいるものの、「おそれ」という定性的基準が置かれていないからである。例えば、同条4号であれば、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」のある部分のみが不開示情報であり、「おそれ」のない部分を「おそれ」のある部分と容易に区分して除くことができるときは、「おそれ」のない部分の開示義務が生ずることになる。これに対して、同条1号の場合、「個人に関する情報」の中には、特定の個人を識別する部分を除けば、開示により当該個人の権利利益を害さない部分についても、「個人に関する情報」として不開示になると読み得るので、そのような読み方がされることを避け、従前の情報公開条例の実務で行われてきたように、開示しても個人の権利利益を害さない部分まで不開示にする不合理な事態を招かないことを確実にするために、情報公開法6条2項の規定が置かれたにとどまり、それを反対解釈して、同項のような規定が置かれていない同法5条2号から6号までについて、部分開示の範囲を狭める情報単位論のような解釈を探ることは、最大限の開示を実現するために同法6条2項を設けた立法の趣旨に真っ向から反するものである。

また、大阪府知事交際費第2次上告審判決補足意見では、知事の交際事務に関する情報であつて交際の相手方が識別され得るものが記録された公文書の場合、相手方の氏名等の相手方識別部分のみを他の情報と切り離してみれば、それ自体では情報として意味のあるものではなくなると述べられているが、情報公開法6条2項のような特別の部分開示規定を有しない情報公開条例に基づく一連の首長交際費に係る情報公開請求

に対して、地方公共団体の実施機関は、相手方の氏名等の相手方識別部分以外の部分を開示してきた結果、同じ交際費の費目（餞別、祝儀、香典等）の下で金額のランキングを設けている例があることが判明し、そのようなランキングを設けることが妥当であるかが議論になり、相当数の地方公共団体においてランキングを廃止するという改革につながった。また、交際費の費目と金額のみの開示であっても、当該費目の個々の交際費の額が世間相場に比して高すぎないかをチェックすることも可能になるし、交際費の支出時期のみの開示であっても、選挙間近の時期に交際費の支出の回数が多くなる傾向があれば、実質的に選挙対策ではないかという観点からチェックすることも可能になる。実際、首長交際費に係る情報公開請求に対し、地方公共団体が特定の個人を識別する部分以外は開示してきたことにより、首長交際費の在り方についての議論が活性化し、一般住民は容易に知り得なかった首長交際費の執行状況について、各地方公共団体がウェブサイトで公表することが当然のように行われるようになったし、首長交際費を公費で賄うことは問題であるとして、首長交際費を廃止した地方公共団体もある。このように、大阪府知事交際費第2次上告審判決がいう「独立した一体的な情報」をさらに細分化して、開示可能な部分を開示することには大きな意義が認められるのである。

本件で問題になった情報公開法5条3号及び4号について述べれば、本来、どの部分を開示すれば、開示による支障が生ずる「おそれ」があるか否かを判断すべきであるのに、全体として一つのまとまりを持った情報の単位は何かを行政機関の長が判断して、その中に開示すると支障が生ずる部分がわずかでもあれば、当該単位の全体を不開示にできるなどという解釈は、開示による支障がない部分については最大限の開示を実現するという情報公開法の精神に反するものである。

(2) 情報単位論を採用した結果もたらされる弊害

情報単位論を採用しても、その単位を「おそれ」の範囲と一致させる運用がとられるのであれば、実際上、情報単位論の弊害は生じないのではないかという考え方もあり得ないわけではない。しかし、実際の裁判例をみると、そのような楽観的な意見に与することはできないことが明らかになっている。すなわち、情報単位論を採用した下級審裁判例をみると、行政文書に設けられた欄や項目単位で不開示情報該当性を判断する傾向が顕著であり、その結果、本来部分開示が可能な部分も開示されない事態が生じている。本件においても、警察庁長官が、別件各決定において、情報単位論によらずに、開示しても支障がないとして開示し、す

でに開示請求者も裁判所も、その内容を確認している部分についてすら、1審判決が情報単位論を採ったため、被上告人は原審で、情報単位論に従い、すでに開示した部分まで不開示情報に当たると主張しており、情報単位論の弊害が顕著である。例えば、本件各文書のうち乙第27号証の85~100について、警察庁長官は、備考欄のすべてを開示しており、その小項目は、「1 取り扱う権限を有する者の範囲」、「2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項」、「3 取り扱うことができる場所」、「4 保存すべき場所」、「5 その他」であり、警察庁長官が、このような情報を開示しても、問題はないとしたのである。しかし、情報単位論によれば、このような内容の備考欄に、さらに不開示情報に該当する内容が「6」として付加されていれば、警察庁長官自体が開示しても支障がないと判断している上記「1」から「5」までも全体として不開示にできることになってしまふ。乙第27号証の48~66については、備考欄のうち別件各決定で不開示とされたのは、「4 保存すべき場所」を示す記述のみであり、「1 取り扱う権限を有する者の範囲」、「2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項」、「3 取り扱うことができる場所」、「5 その他」の部分は開示されている。ところが、情報単位論によれば、「4 保存すべき場所」を示す記述が不開示情報に該当すれば、警察庁長官が開示しても支障がないとしてすでに別件各決定で開示し、開示請求者も裁判所も、実際に開示された文書を見てそのことを確認できるにもかかわらず、全体を不開示にできることになってしまい、その不合理さは誰の目にも明らかであろう。このような解釈が一般の常識からも著しく乖離し、行政文書を国民共有の財産と位置付け、開示しても支障がない部分は最大限開示するという情報公開法の趣旨に悖ることは多言を要しないであろう。

なお、原審で被上告人は、情報単位論を前提としたため、別件各決定における開示は、任意開示であるという説明をせざるを得なかつたが、不開示情報に当たる場合は、開示が禁止されるのが原則であり、その例外は、情報公開法7条の公益上の裁量的開示として行われる場合に限られる。しかし、同条の公益的裁量開示は、開示が禁止されている情報について高度の政策的判断から開示する規定であり、きわめて例外的な場合にのみ用いられることを想定したものである。別件各決定により開示された内容を見れば、これを同条の公益上の裁量的開示とみることには無理がある。原審で被上告人がこのように無理な主張をせざるを得なくなった原因は、1審判決が情報単位論を採用したことにより、本件では、情報単位論の弊害が顕著である。

欄や小項目单位で不開示情報該当性を判断する情報単位論がいかに不合理かは、欄や小項目の設け方は、行政文書を作成する者が操作できることを考えれば明らかである。裁判所が欄や小項目单位で不開示情報該当性を判断する立場をとり、一つの欄や小項目の中に開示しても支障がない部分を容易に区分できる場合であっても、全体を不開示にできるとしてしまえば、できる限り行政文書を不開示にしたい行政機関は、欄や小項目をできる限り用いない行政文書を作成する方法を選ぶことによって、恣意的に、開示できるはずの情報を不開示にすることが可能になってしまう。例えば、ある事業の報告をまとめた行政文書がA4で20枚にわたり、項目として、「1 事業の経緯」（1頁～10頁）、「2 事業の成果」（11頁～20頁）があるのみであり、「1 事業の経緯」、「2 事業の成果」の中で、情報公開法5条6号イに該当する情報はそれぞれ2行しかなく、他の部分はすべて開示してなんら支障がない場合を想定してみるとする。欄や項目单位で情報単位論をとる原判決の立場では、この場合、不開示情報を判断する単位は、「1 事業の経緯」、「2 事業の成果」となり、それの中には、ごくわずかでも不開示情報が含まれている以上、行政機関の長は、全体を不開示にすることになってしまふのである。「1 事業の経緯」、「2 事業の成果」のそれぞれについて、さらに、それらを小項目に分けて記述するがいくらでも可能であつても、いかなる小項目分けをするかは、行政文書作成者の裁量に委ねられているから、原判決のような情報単位論を裁判所がとれば、できる限り小項目分けをしない行政文書を作成し、大括りの項目の中にわずかな不開示情報が含まれるようにすることによって、全体を不開示にすることが可能になる。このように、行政文書作成者の裁量で操作可能な項目や欄の設け方によって、不開示情報の範囲が左右されることは、誰の目にも不合理であることは明らかであろう。

(3) インカメラ審理ができないことが情報単位論を正当化しないことについて

最高裁平成20年（行フ）第5号同21年1月15日第一小法廷決定・民集63巻1号46頁によれば、情報公開訴訟においては、現行法下ではインカメラ審理ができないとされているが、そのことも、情報単位論を正当化するものではない。情報公開訴訟においてインカメラ審理が認められているアメリカにおいては、インカメラ審理を行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられており、これを行うことが義務付けられているわけではない。実際の運用としては、一般的にいって、インカメラ審理を行うのは例外であり、連邦の情報自由法に係る大半の情報公開訴訟は、原告の訴状と被告

の宣誓供述書（ウォーン・インデックスを含む。）に基づき処理される。連邦の情報自由法に係る訴訟で最も頻繁に用いられているのはウォーン・インデックスである。ウォーン・インデックスは、（ア）記録のどの箇所に不開示情報が記録されているかについての記述、（イ）それぞれの不開示情報の条項、（ウ）不開示情報に該当する理由、をまとめた文書である。全体で2頁にわたる記録を仮定して例示すると以下のようになる。

「1頁の3行目から4行目にかけて 国家安全保障情報 5 U.S.C. § 552b)1) 連邦政府に対するサイバー攻撃を抑止するために講じている対策が詳細に記載されており、これを開示すれば、対策の盲点を探究されて、有効なサイバー攻撃を行う端緒となり得ることが合理的に予見されるため。

1頁の14行目の最初の3文字目から9文字目について 5 U.S.C. § 552b)7) (D) 外国からのサイバー攻撃に関する情報を連邦政府に提供する秘密の情報源の氏名が記載されているため、これを開示すれば、秘密の情報源の生命・身体の安全を脅かし、また、今後の協力が得られなくなり、連邦政府にとっての重要な秘密の情報源を失うことが合理的に予見されるため。

2頁の8行目の4文字目から10行目の7文字目まで 5 U.S.C. § 552b)7) (E) 外国からのサイバー攻撃を行う者を捜査するための具体的な手続が記載されているため、これを開示すれば、捜査を潜脱するための方法を考案する端緒となり得ることが合理的に予見されるため。」

このように、連邦の情報自由法では、インカメラ審理により実際に記録を見分することをしないで不開示決定の適法性を判断することが多いが、それを可能にしているのがウォーン・インデックスである。アメリカの連邦裁判所が、情報公開訴訟において、インカメラ審理の権限を有するにもかかわらず、判例により、ウォーン・インデックスの提出を求めることができるとした理由は、単に部分開示の適法性についての裁判所の審理の負担を軽減し審理を促進するためのみならず、インカメラ審理による場合は、原告やその代理人は、当該不開示記録については十分な情報を与えられないため、被告の主張に対する反論が困難になり、対審構造を弱めることになるという問題があるからである。したがって、情報公開訴訟においては、ウォーン・インデックスを提出させることにより、請求者に可能な限り多くの情報を与え、対審構造を維持することが不可欠と考えられているのである。そのためには、不開示記録の内容自体を明らかにしない範囲で、できるだけ詳細なウォーン・インデックスが提出されることが望ましく、アメリカでは、提出されたウォーン・イ

ンデックスが簡略にすぎると裁判所が判断する場合には、より詳細なウォーン・インデックスの提出が命じられている。

不開示決定の取消しを請求する情報公開訴訟の大きな特色は、被告は当該行政文書を保有し、その内容を知っているのに対して、原告は、一般的には、当該行政文書を保有しておらず、その内容を知り得ないということである。したがって、アメリカにおいても、不開示情報該当性については、行政機関が立証責任を負うと解されており、ウォーン・インデックスの提出は、その立証責任を果たすための有効な手段として位置付けられる。裁判所からウォーン・インデックスの提出を求められたにもかかわらず、十分なウォーン・インデックスを提出しなかった場合には、被告は立証責任を果たさなかったとして記録の開示を命じられることになる。

アメリカにおいても、ウォーン・インデックスについては明文の規定があるわけではなく、これは判例で形成されたものである。それでは、わが国において、アメリカと同様に、裁判所は、ウォーン・インデックスの提出を被告に求めることができるであろうか。情報公開・個人情報保護審査会設置法9条3項は、情報公開・個人情報保護審査会にウォーン・インデックスを作成して提出するよう諮問庁に求める権限を明示的に付与しているが、情報公開法には明文の規定はない。しかし、それは、当時の民事訴訟法の下でも、裁判所の訴訟指揮権に基づく釈明により、ウォーン・インデックスの提出を求めることができるから、あえて規定を設ける必要はないと考えられたからである。

不開示決定取消訴訟においては、一般的には、原告は、当該行政文書を保有しておらず、その内容を知り得ないのであるから、本件各号情報に係る不開示決定が裁量権の逸脱・濫用であることを立証する手掛かりを得ることはきわめて困難であるのに対して、被告は当該行政文書を保有しており、その内容を知っているのであるから、どの行政文書のどこに不開示情報が記録されており、それがいかなる理由で不開示情報に当たるかを、不開示情報の内容自体を明らかにしない範囲で説明することは容易なはずである。このような情報公開訴訟の特色に鑑みれば、本件各号情報についても、被告が不開示情報該当性の立証責任を負うのは当然である。本件各号情報該当性についての行政機関の長の判断に裁量が認められることから、行政裁量が認められる一般の行政処分の取消訴訟における立証責任についての判例の射程を吟味することなく、情報公開訴訟にも適用すべきではない。このように、本件各号情報についても、被告は、本件各号情報該当性の立証責任を負うので、その立証責任を果たすためにウォーン・インデックスを提出する必要がある。

ン・インデックスを提出すべきであり、すでに述べたように、それは、欄や小項目単位ではなく、「おそれ」のある部分を具体的に特定して（〇頁の△行目の◇文字目から□文字目まで等）行う必要がある。情報公開訴訟においては、行政機関の長から、開示請求対象文書における不開示情報が存在する箇所と、該当する不開示情報の条項、当該条項に該当する理由が示されなければ、原告は、それが違法であること（本件各号情報については裁量権の逸脱・濫用があること）を主張する手掛かりすらつかめない。したがって、被告から欄や小項目単位ではなく、開示により支障が生ずる

「おそれ」のある部分を具体的に特定して、不開示情報に当たる理由が説明されていない場合には、裁判所は、釈明権を行使して、それを説明させる釈明義務を負うと考えられる。本件においては、上告人が被上告人に対して、各欄・小項目単位ではなく、情報ごとにその概要と具体的な不開示事由の主張立証を求めたところ、原審は、被上告人に対して、これに応ずるか否かを検討するよう求めたが、被上告人がその必要がないと回答すると、それ以上の釈明を求めるという消極的な対応にとどまった。本件各号情報についても、その立証責任は被告が負うのであるから、上記のような消極的対応をすべきではなかったといえる。そして、アメリカにおいて、裁判所が、行政機関が不開示情報該当性の立証責任を負うことを根拠として、明文の規定なしにウォーン・インデックスの提出を認めているように、わが国においても、行政機関に不開示情報該当性の立証責任を果たさせるため、開示により支障が生ずる「おそれ」のある箇所を特定して、ウォーン・インデックスの提出を求めることが可能であるから、インカメラ審理ができないことと、情報単位論を採用する必要性は、何ら論理的に結び付くものではない。

行政機関の長が不開示の理由を詳細に説明すると、不開示情報を事実上開示する結果になることも、情報単位論の採用を正当化するものではない。なぜならば、欄や小項目単位ではなく、開示により支障が生ずる「おそれ」のある部分を具体的に特定することを求めて、当該「おそれ」の理由については、不開示情報の内容自体が明らかになるような理由の提示を求めるわけでは決してなく、ウォーン・インデックスについての上記の例で示した程度の理由を提示すれば足りるからである。したがって、インカメラ審理ができないからといって、当該行政文書の欄や小項目という体裁や構成に従って、それらを単位として判断せざるを得ないということにはまったくならない。アメリカにおいて、多くの情報公開訴訟でインカメラ審理を行わず、欄や小項目の単位ではなく、実際に不開示情報に

該当する部分を行の中の文字単位（例えば、3頁7行目の3文字目から8文字目まで）で特定することを裁判所が行政機関に求めていることから明らかなように、わが国においても、インカメラ審理ができないことは、裁判所が欄や小項目の単位で不開示情報を判断せざるを得ないという理由にはなり得ないのである。

（裁判長裁判官 宇賀克也 裁判官 林道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋）

（別紙）

目録

- 1 原判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」記載の文書番号48～53及び55～66の各文書中の各「名称」欄
- 2 原判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」記載の文書番号67、68、74、75及び77～80の各文書中の各「備考」欄
- 3 原判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」記載の文書番号1～13、16～35、38～47、54、69～73、76、81、101～113、121及び122の各文書中の各「備考」欄

◎機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業の報告書に記録された情報が情報公開法（平成28年法律第51号による改正前のもの）5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 行政文書不開示処分取消等請求事件

最高裁判所令和6年（行ヒ）第94号
令和7年6月6日 第三小法廷判決 破棄差戻し

上告人 X

被上告人 国

原 審 東京高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人中下裕子ほかの上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 本件は、上告人が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成28年法律第51号による改正前のもの。以下「情報公開法」という。）に基づき、消費者庁長官に対し、平成27年度に消費者庁が外部の機関（以下「本件検証機関」という。）に委託した、機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業（以下「本件検証事業」という。）の報告書（以下「本件文書」という。）の開示を請求したところ、本件文書の一部に記録された情報が情報公開法5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するなどとして、当該一部を開示しないなどとする決定を受けたため、被上告人を相手に、上記決定のうち、第1審判決別紙「取消請求部分一覧表」の通番2、3、5、6、10、11、14～16、19～21、24～26、29（本件文書64頁の「実験材料」に係る箇所を除く。）、30～33、36（同78頁の「実験材料」に係る箇所を除く。）及び37～39の各「不開示箇所」欄記載の箇所（以下「本件各不開示箇所」という。）における「取消請求部分」欄記載の事項（以下「本件各取消請求事項」という。）に係る部分の取消し及び本件文書の本件各取消請求事項に係る部分の開示決定の義務付けを求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 機能性表示食品とは、疾病に罹患していない者（未成年者等を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持等に資する特定の保健の目的（疾病

リスクの低減に係るものを除く。以下同じ。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品（特別用途食品等を除く。）であって、安全性及び機能性の根拠に関する情報等を販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出たものをいい（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。平成29年内閣府令第43号による改正前のもの。以下同じ。）2条1項10号）、食品関連事業者がこれを販売する際には、機能性表示食品である旨、科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性等を表示すべき義務等が課されている（食品表示法5条、食品表示基準3条2項、18条2項）。

イ 消費者庁は、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年3月30日付け消食表第141号。平成29年12月27日付け消食表第634号による改正前のもの。以下「本件ガイドライン」という。）において、機能性関与成分等につき、概要、次のとおり定めている。

(ア) 機能性関与成分とは、特定の保健の目的に資する成分をいい、直接的又は間接的な定量確認及び定性確認が可能な成分である（なお、本件ガイドラインには、定量確認及び定性確認が可能な成分の考え方の例として、「機能性関与成分の考え方（例）」が添付されている。）。

(イ) 機能性表示食品に求められる科学的根拠の水準は、我が国の消費者の意向、科学的な観点等を十分に踏まえ、消費者の誤認を招くものではなく、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものである必要があり、科学的根拠は、この観点から、安全性の確保及び機能性の表示に当たって本件ガイドラインで示された方法に基づき、説明されたものであることとする。

(ウ) 機能性表示食品の届出に当たっては、食品中の機能性関与成分等の分析に関する事項を説明し、次の資料を添付する。

① 届出をしようとする食品を用いた機能性関与成分等に関する定量試験の分析方法を示す資料（届出者において試験機関の標準作業手順書を入手することができる場合は当該標準作業手順書、これを入手することができない場合は操作手順、測定条件など試験方法についてできる限り具体的に記載した資料）

② 届出をしようとする食品に表示された量の機能性関与成分が含まれていること等について第三者機関が実施した分析試験の成績書。ただし、第三者機関において分析することができない合理的な理由がある場合は届出者自ら又は利害関係者において分析することも可能とする。

ウ 内閣総理大臣から権限の委任を受けた消費者庁

長官は、機能性表示食品に係る食品表示基準違反について、食品関連事業者に対し、食品表示法6条1項の規定による指示及び同条5項の規定による命令をすることができる。また、消費者庁においては、届出の撤回や内容の変更を促すなどして、機能性表示食品の届出に関する事後監視に係る事務を行っている。

(2) 本件検証事業は、機能性表示食品制度の施行(平成27年4月1日)後に現に届け出られた機能性表示食品に係る機能性関与成分の分析方法について、試験機関の標準作業手順書が添付されておらず、届出をした者が独自に定めた方法が示されていることも多く、第三者機関において分析することができない等の問題があったことから、上記分析方法に係る届出資料の質の向上を図るとともに、より適切な事後監視を行うために必要な基礎資料を得る目的で実施されたものである。その主な内容は、①機能性関与成分の分析方法に関する検証(届け出られた分析方法により当該機能性関与成分の定量及びその定性的な同定が可能か否かの検証)と、②機能性表示食品の買上調査(本件検証機関が購入した機能性表示食品における6種類の機能性関与成分に係る容器包装の表示値が妥当か否かの検証)である。

本件文書は、消費者庁から本件検証事業の委託を受けた本件検証機関においてその結果を取りまとめた報告書である。

消費者庁は、本件検証事業の結果を踏まえ、機能性表示食品の届出をした者に対し、分析方法についての追加資料の提出を求めるなどした。

(3) 消費者庁長官は、上告人から、本件文書の開示請求を受け、平成28年11月18日付けで、その一部を開示しないなどとする決定をしたが、その後、平成29年3月3日付けで、上記決定を変更し、本件各不開示箇所に記録された情報が情報公開法5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するなどとして、本件各不開示箇所等を開示しないものとし、その余を開示する決定をした。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件各不開示箇所に記録された検証の手法や基準、検証結果(データ)、考察内容、問題点等の情報は情報公開法5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとして、上告人の前記1の取消請求を棄却し、これに係る開示決定の義務付けを求める訴えを却下すべきものとした。

本件各不開示箇所を開示することにより、消費者庁が本件ガイドラインのいかなる部分を中心に事後監視を行っているかのほか、本件検証機関が、機能性関与成分の分析方法に関する検証において、届け出られた分析方法につき、いかなる部分にどの程度の不備があ

る場合にこれを問題視したかや、機能性表示食品の買上調査において、機能性関与成分の含有量につき、表示値からのかい離や同一製品における数値のばらつきなどを、どの範囲でどのように問題視したかが推知され、事業者において消費者庁の事後監視や検証機関による問題点の指摘を免れることを容易にさせるおそれがあり、また、検証機関による忌たんのない検討結果の指摘を困難にするおそれもある。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1)ア 本件ガイドラインは、機能性関与成分につき定量確認及び定性確認が可能な成分である旨定めているが、本件ガイドライン中に、特定の分析方法が機能性関与成分に関する分析方法として妥当なものであるか否かを判断する際の基準となるような具体的な記載があるとはうかがわれない。また、本件検証事業は、消費者庁自らが行ったものではなく、その委託を受けて本件検証機関が行ったものであるところ、消費者庁が本件検証機関に対し本件ガイドラインのいかなる部分を中心に検証を行うかについて具体的に指示したなど、本件文書に、本件検証機関が本件ガイドラインにどのように依拠したかを示すような情報が記録されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

そうすると、上記事実関係等のみから、本件各不開示箇所を開示することにより、消費者庁が本件ガイドラインのいかなる部分を中心に事後監視を行っているかが推知されるおそれがあるものと直ちにいうことはできない。

イ また、本件検証事業において、届け出られた分析方法につき、いかなる部分にどの程度の不備がある場合にこれを問題視するかや、機能性関与成分の含有量につき、表示値からのかい離等をどの範囲でどのように問題視するかについても、消費者庁から本件検証機関に対し具体的な基準が示されたなどの事情はうかがわれず、これらについては主に本件検証機関の有する知見を用いて判断されたものとも考えられる。しかし、当該知見が、本件検証機関の有する独自のものであって、事業者において通常知り得ないものであるか否かは明らかでなく、本件ガイドラインにおいて、機能性表示食品に求められる科学的根拠の水準は、我が国の消費者の意向、科学的な観点等を十分に踏まえたものでなければならないなどとされるにとどまっていることも考慮すると、本件検証事業において用いられた上記の知見が事業者においても通常知り得るような一般的なものである可能性は否定し難い。そうすると、本件検証機関において、機能性関与成分の分析方法や機能性表示食品の表示内容につき、どのような場合に問題視したか等が事業者に推知されたとしても、その

ことによって、事業者において消費者庁の事後監視や検証機関による問題点の指摘を免れることを容易にさせるおそれがあるものと直ちにいうことはできない。

ウ そして、原審は、上記ア及びイの点のほかには、本件各不開示箇所を開示することにより検証機関による忌たんのない検討結果の指摘を困難にするおそれがあるものといえる理由を示していない。

(2) 以上によれば、上記の諸点について認定説示することなく、本件各不開示箇所を開示することにより事業者において消費者庁の事後監視や検証機関による問題点の指摘を免れることを容易にさせるおそれがあるなどとして、本件各不開示箇所に記録された情報が情報公開法5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

5 論旨は以上の趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官宇賀克也の補足意見がある。

裁判官宇賀克也の補足意見

私は、原判決を破棄差戻しとすべきとする法廷意見に賛同するものであるが、情報公開法5条6号該当性の判断の在り方について、補足的に意見を述べておきたい。

1 情報公開法5条6号の趣旨

情報公開法5条6号イの「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されること、「おそれ」の判断について行政機関の長の裁量は認められず、また、この不開示情報該当性について、被告となる国が立証責任を負うこと、同号柱書きの「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」の要件の判断に際して、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす公益も比較衡量しなければならないことについては異論がない。

2 事務又は事業に関する情報該当性

事業者からの届出に係る分析方法については、「定性」、「定量」における「○」「△」「×」の評価は開示されており、報告書における問題点の記載は、「△」「×」の評価がされたものについて、届出に係る分析方法では不十分であることについての指摘がされているものと推認される。

事業者が行った分析方法について、その方法では定性確認、定量確認が十分にできることは、「△」や

「×」の表示で既に開示されており、本件検証機関がある事業者が用いた分析方法について、「△」や「×」の表示となった理由について、「定量分析用標品の情報がない」、「クロマトグラフィ上の保持時間情報がない」、「開示された情報が不十分で、第三者が自分で論文等を調べて分析する必要がある」等の指摘をした旨が開示された場合、かかる指摘を受けた事業者は、その指摘に沿って、不十分とされた点を補うような分析方法を届け出れば足りるのであって、実際、平成27年度において定性又は定量に関する分析方法の情報に不足等があったとされた68件のうち、62件では変更の届出がされ、6件では撤回の届出がされており、行政指導や行政処分に至った例はない。また、平成28年度において定性又は定量に関する分析方法の情報に不足等があったとされた242件のうち、144件では変更の届出がされ、13件では撤回の届出がされ、残る85件では対応中であり、行政指導や行政処分に至った例はない。このように、検証報告書で情報に不足等があったと指摘されても、当該指摘に沿って、不足している情報を補う分析方法への変更の届出をすれば、行政処分はおろか行政指導を受けたこともないのであり、また、不足している情報を補えるような変更の届出ができない例外の場合には、撤回の届出をすれば足りるのであって、その場合であっても、行政指導や行政処分が行われたことはない。そうすると、定性又は定量に関する分析方法の情報の不足等に係るコメントを開示することにより、事業者がそもそも問題点の指摘を受けない分析方法を選択することを容易にし、検証事務の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する程度の蓋然性があることについて、原審は審理を尽くしていないといわざるを得ない。

また、事業者が問題点の指摘を受けないような脱法的方法を届け出ることができると仮定しても、事業者が届け出た分析方法は公表されるのであるから、その方法が妥当なものかは、当然、多数の専門家が検証することになり、それが脱法的な方法であれば、そのことが明らかにされることになると考えられる。その場合のレビューション・リスクは甚大であるから、あえて時間とコストをかけて、かかる脱法的な方法を考案しようとする事業者がいることは、容易に想定し難い。届け出た分析方法に不備がある旨指摘された事業者は、そのことのみでは法的に責任を問われることではなく、変更の届出をするか、それができない場合には届出を撤回すれば足りるのに対して、あえて検査で問題点を指摘されないような脱法的な方法を用いて、科学的根拠に基づかずに機能性を表示するなどして機能性表示食品を販売すれば、不当景品類及び不当表示防止法5条1号の優良誤認表示として、同法7条1項の

規定により措置命令を受けたり、同法8条1項1号の規定により課徴金納付を命じられたりするおそれがある。届出の変更又は撤回をすれば足りるのに、あえてそのような危険を冒して脱法的行為をする者が存在することは容易に想定し難い。したがって、「△」や「×」の表示となった理由について開示することにより、消費者庁の監査の事務の遂行に支障を及ぼす「法的保護に値する程度の蓋然性」があることについて、原審は審理を尽くしていないと考えられる。

さらに、情報公開法5条6号柱書きの「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」の要件の判断に際して、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす公益も比較衡量しなければならないことは、異論のないところであるが、原審は、一方において、開示のもたらす支障について、抽象的なおそれを過大に評価しながら、開示がもたらす公益については、全く考慮した形跡が窺われない。「△」や「×」の表示となった理由について開示することがもたらす公益は大きい。すなわち、「△」や「×」の表示となった理由について開示されれば、予測可能性を向上させ、他の事業者が、あらかじめ分析方法の不備を認識して同様の指摘を受けないように分析方法を改善する端緒になり、事業者全般にとってメリットが大きい。また、行政にとっても、それによって、不備な分析方法について問題を指摘する行政コストの軽減を図ることができる。さらに、事業者や行政に限らず、食品分析の研究者等の専門家も、「△」や「×」の表示となった理由について開示されれば、分析方法の改善を提言する資料が得られることになる。また、国民一般にとっても、食品行政の透明性が向上することになり、それへの信頼を高めることができる。

原審は、開示のもたらす支障が、法的保護に値する蓋然性に当たるかについての審理を尽くしておらず、かつ、開示がもたらす多面的な利益を考慮していない点で、審理不尽といわざるを得ないと思われる。

(裁判長裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋)

◎ 児童扶養手当法（令和2年法律第40号による改正前のもの）13条の2第2項1号の規定及び児童扶養手当法施行令（令和2年政令第318号による改正前のもの）6条の4の規定のうち同号所定の公的年金給付中の受給権者に子があることによって加算された部分以外の部分を対象として児童扶養手当の支給を制限する旨を定める部分は、障害基礎年金との併給調整において憲法25条、14条1項に違反しない

件名 児童扶養手当支給停止処分取消請求事件

最高裁判所令和6年（行ツ）第54号

令和7年6月10日 第三小法廷判決 棄却

上告人 X

被上告人 京都府

原審 大阪高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人田中俊ほかの上告理由について

1 上告理由のうち憲法25条及び14条1項違反をいう部分について

(1) 憲法25条の規定の趣旨に応えて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は立法府の広い裁量に委ねられているところ、児童扶養手当法（令和2年法律第40号による改正前のもの。以下同じ。）4条1項の規定に基づく児童扶養手当と国民年金法上の障害基礎年金とは、いずれも我が国の社会保障制度の一部を成すものであり、また、受給権者に対する所得保障の給付である点において性格を同じくするものである。そうすると、児童扶養手当と障害基礎年金との間において社会保障給付の全般的公平を図るために併給調整を行うかどうか、この具体的な内容としてどのようなものを許容する趣旨で政令に委任するかは、上記の立法府の裁量の範囲に属する事柄であるべきである。

(2) また、憲法14条1項違反をいう点についてみると、児童扶養手当法13条の2第2項1号が母又は父に対する児童扶養手当について適用される場合においては、母又は父の一方のみが児童扶養手当及び障害基礎年金の受給権者であるのに対し、同条1項2号又は3号が母又は父に対する児童扶養手当について適用される場合においては、母又は父の一方が児童扶養手

当の受給権者であり、他方が障害基礎年金の受給権者であるなどの違いがある。この点に加え、生活保護等の各種の社会保障制度の存在やその他上記(1)で述べたところに照らして総合的に判断すると、同条2項1号及びその委任を受けた児童扶養手当法施行令（令和2年政令第318号による改正前のもの。以下同じ。）6条の4が規定する児童扶養手当と障害基礎年金との間の併給調整は、同法13条の2第1項2号又は3号が適用される場合との間で合理的理由のない差別をもたらすものとはいえない。

(3) 以上の検討を踏まえれば、児童扶養手当法13条の2第2項1号の規定及び児童扶養手当法施行令6条の4の規定のうち同号所定の公的年金給付中の受給権者に子があることによって加算された部分以外の部分を対象として児童扶養手当の支給を制限する旨を定める部分が、障害基礎年金との併給調整において憲法25条、14条1項に違反するものとはいえない。このことは、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和37年（オ）第1472号同39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁、最高裁昭和51年（行ツ）第30号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁）の趣旨に従して明らかである（最高裁昭和54年（オ）第1068号同57年12月17日第二小法廷判決・裁判集民事137号601頁、最高裁昭和54年（行ツ）第110号同57年12月17日第二小法廷判決・裁判集民事137号635頁、最高裁平成17年（行ツ）第246号同19年9月28日第二小法廷判決・民集61巻6号2345頁、最高裁平成25年（行ツ）第402号同27年2月19日第一小法廷判決参照）。論旨は採用することができない。

2 上告理由のうち憲法41条違反をいう部分について

論旨は、憲法41条違反をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、民訴法312条1項及び2項に規定する事由のいずれにも該当しない。

よって、裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官宇賀克也の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、原判決を破棄して自判すべきと考えるので、以下、その理由について述べる。

1 障害基礎年金と児童扶養手当の併給調整について、ひとり親世帯の場合には、子加算部分を含めた障害基礎年金の総額と児童扶養手当の額が比較され、児童扶養手当の額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合であっても、児童扶養手当は全部支給されないので対して、ふたり親世帯の場合には、障害基礎年金のう

ち子加算部分の額と児童扶養手当の額が比較され、後者が前者を上回る場合には、その差額が支給される。

ひとり親世帯とふたり親世帯の上記のような取扱いの差異に合理的理由があるか否かについて、原審は、(i)ひとり親世帯では、子の監護者である親自身が障害基礎年金を受給しているのに対して、ふたり親世帯では、子の監護者である親自身が障害基礎年金を受給していない（障害により労働能力の全部又は一部を喪失していないことを前提とした水準の給与所得等を有することが考えられる。）という違いがあるだけでなく、(ii)ひとり親世帯は、監護者である母（又は父）に配偶者がいないが、後者は、監護者である母（又は父）に配偶者がいる（そのため、一定の経済的負担が増える。）という違いもあり、それぞれの状況が同一であるとはいえないし、このように状況が同一であるとはいえないもの同士を比較しても、同一の事実関係（利益状況）の下で、合理的理由のない差別が存在することを証明したことにはならないとする。

2 原審が上記(i)で念頭に置いているのは、障害基礎年金を受給している親に障害を負っていない配偶者がおり、その配偶者が児童扶養手当を支給されている場合との比較であると思われるが、その場合の配偶者は、障害基礎年金を受給しているわけではないので、同一の者が障害基礎年金と児童扶養手当を受給する場合と異なる併給調整となることは平等原則に違反しないという趣旨であると思われる。しかし、「児童の福祉の増進を図る」（児童扶養手当法1条）という同法の究極目的に照らせば、形式的には児童扶養手当の受給権者は親であっても、子の視点から考えることが必要であり、したがって、生計を一にする世帯単位で子の養育に必要な費用が補填されるかが肝要であると思われる。そして、生計を一にしている世帯でみれば、本件のようなひとり親世帯と上記のようなふたり親世帯の間で、障害基礎年金と児童扶養手当の併給調整について、配偶者の有無によって異なる取扱いがされていることになる。

原審は上記(i)において、ふたり親世帯の場合には、障害基礎年金を受給していない配偶者が、障害により稼得能力の全部又は一部を喪失していないことを前提とした水準の給与所得等を有するという点で、ひとり親世帯と異なることを指摘している。しかし、そうであるとすると、ふたり親世帯のほうが、稼得能力が大きいことになり、したがって、所得保障の必要性も低いことになるにもかかわらず、ふたり親世帯のほうがひとり親世帯よりも、有利な併給調整とすることの合理性を説明できないのではないかと思われる。すなわち、上記(i)の相違は、むしろ、ひとり親世帯に有利な併給調整制度とする理由にはなり得ても、ふ

たり親世帯に有利な併給調整制度とする理由にはなり得ないのではないかと考えられる。

3 次に、上記(ii)について検討すると、確かに、ふたり親世帯の場合、世帯員が1人増えることになるから、それに伴う経済的負担が増加する面があることはそのとおりである。しかし、他面において、ふたり親世帯の場合、障害のない親が1人存在することにより、障害基礎年金を受給しているひとり親世帯と比較して、経済的負担増が抑制される面もあり得ると考えられる。すなわち、ふたり親世帯であることは、ひとり親世帯と比較して、経済的負担が増加する面と減少する面があるのであるから、経済的負担が増加する面のみに着目する上記(ii)の理由も、障害基礎年金と児童扶養手当の併給調整について、ひとり親世帯に不利な取扱いをすることの合理的理由になるかには疑問がある。

4 原審は、ひとり親世帯の場合、子加算部分を含めた障害基礎年金の総額と児童扶養手当の額を比較して、前者が後者を上回る場合には、児童扶養手当を全額支給しないことが正当化される理由として、ひとり親の場合、子と生計を同じくするので、障害基礎年金の本体部分は、ひとり親のためにのみ費消されるべき給付と評価することはできず、子のためにも費消されるべき給付と評価せざるを得ず、本体部分の給付請求権の性格が、子加算の部分の給付請求権の性格と法的に異質なものと評価することは困難であるとする。しかし、障害基礎年金の本体部分は、それを受給する者に監護する子がいるか否かにより支給額に変わりはない。それは、障害基礎年金の本体部分は、障害による稼得能力の喪失又は低下を補填する所得保障としての性格を有するからであり、これに対し、障害基礎年金の子加算については、従前の所得や障害の程度によらずに定額が給付されるのであるから、障害による稼得能力の喪失又は低下を補填する性格というよりは、子がいることによる支出増を補填する性格が濃いようと思われる。ひとり親世帯の場合について、障害基礎年金の本体部分と子加算部分の性格の相違を捨象して、当該親は子と生計を同じくするから、障害基礎年金の本体部分と子加算部分は渾然一体として費消されるという前提に立って、子加算部分を含めた障害基礎年金の総額と児童扶養手当の額を比較して併給調整を行うことが正当化されるということにはならないと思われる。

5 上告人は児童扶養手当に加えて児童手当を支給されており、また、生活保護も受けている。したがって、上告人が受けている社会保障給付を全体としてみれば、上告人には、十分な社会保障給付がされているので、本件併給調整を問題にする必要はないという考

え方もあるかもしれない。憲法25条違反の有無の判断に当たっては、そのような全体としての社会保障給付の視点で把握することは必要と思われる。また、社会保障制度を設けるに当たっては、財源の問題を無視し得ず、いかなる社会保障制度を設けるかについて、立法者にかなり広範な立法裁量を認めざるを得ない。児童扶養手当制度を設けるか否か、設けるとして給付額をいくらにするかについては、財政状況も含めた立法裁量を尊重せざるを得ないであろう。

しかし、ある社会保障制度を設ける法律が制定された場合、個々の社会保障制度について、そこに合理的に説明できない差別があれば、それは平等原則に違反するといわざるを得ず、その差別の結果、給付が低下した部分が生活保護等により補填されているのであれば、個々の社会保障制度において、合理性が説明できない差別があってもよいということにはならないと思われる。たとえば、児童扶養手当を非嫡出子については嫡出子の2分の1とする法律を制定すれば、それは、憲法14条違反といわざるを得ず、生活保護等の他の社会保障制度があることも、財政上の制約も、平等原則違反を正当化する理由にはなり得ないと考えられる。平等原則は憲法上の原則であり、立法機関も行政機関も拘束するものであるから、法律が政令に委任するに当たって、平等原則に違反する委任をすることができないことも、内閣が平等原則に違反する政令を制定することができないことも当然である。

6 以上に述べてきたことに照らすと、私は、令和2年法律第40号による改正前の児童扶養手当法13条の2の規定による委任に基づく同法施行令（令和2年政令第318号による改正前のもの）6条の4の規定は、憲法14条が定める平等原則に違反すると考えざるを得ない。

(裁判長裁判官 渡辺恵理子 裁判官 宇賀克也
裁判官 林 道晴 裁判官 石兼公博 裁判官
平木正洋)

◎ 国が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号所定の無店舗型性風俗特殊営業を行う事業者に対して持続化給付金給付規程（中小法人等向け）（令和2年8月1日付けのもの）及び家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）（同年10月29日改正前のもの）に定める各給付金を給付しないこととしていることは、憲法14条1項に違反しない

件名 持続化給付金等支払請求事件

最高裁判所令和6年（行ツ）第21号
令和7年6月16日 第一小法廷判決棄却

上告人 株式会社アドバンス

被上告人 国ほか2名

原審 東京高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人平裕介ほかの上告理由について

第1 事案の概要

1 本件は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）2条7項1号所定の無店舗型性風俗特殊営業（以下「本件特殊営業」という。）を行う事業者である上告人が、新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けて被上告人国が策定した持続化給付金給付規程（中小法人等向け）（令和2年8月1日付けのもの。以下「持続化給付金規程」という。）及び家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）（同年10月29日改正前のもの。以下「家賃支援給付金規程」という。）に定める各給付金（以下「本件各給付金」という。）につき、本件特殊営業を行う事業者には給付しないこととされていることが、憲法14条1項、22条1項に違反するなどと主張して、被上告人らに対し、本件各給付金の支払等を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 持続化給付金規程は、概要、次のとおり定める。
ア 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中小法人等に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える持続化給付金を給付することを目的とする（2条）。

イ 持続化給付金の給付の申請者は、資本金の額又

は出資の総額が10億円未満であること等の所定の要件を満たす法人であることを要し（4条）、その申請は、所定の期間内に、中小企業庁の設置する持続化給付金事務局に対して行うものとする（3条、6条1項、2項）。

ウ 持続化給付金は、申請者からの申請により成立し、持続化給付金事務局の審査を経て中小企業庁長官が給付額を決定する贈与契約に基づき給付される（9条1項）。

エ 給付額は、200万円を超えない範囲で、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月の属する事業年度の直前の事業年度における年間事業収入から当該月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする（4条、5条）。

(2) 家賃支援給付金規程は、概要、次のとおり定める。

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い発出された緊急事態宣言の延長等により、売上げの急減に直面する中小法人等にとって土地又は建物の賃料等の負担が特に重くなっている現状に鑑み、これらの中小法人等に対し、事業の継続を下支えするための家賃支援給付金を給付し、もって賃料等の円滑な支払に資することを目的とする（2条）。

イ 家賃支援給付金の給付の申請者は、賃貸借契約等に基づき他人の所有する土地又は建物の使用及び収益をする権利を有する者であって、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること等の所定の要件を満たす法人であることを要し（4条）、その申請は、所定の期間内に、中小企業庁長官の設置する家賃支援給付金事務局に対して行うものとする（3条、7条1項、2項）。

ウ 家賃支援給付金は、申請者からの申請により成立し、家賃支援給付金事務局の行う審査を経て中小企業庁長官が給付額を決定する贈与契約に基づき給付される（10条1項）。

エ 給付額は、1か月分の賃料等の総額が75万円以下の場合には、これに3分の2を乗じて得た額に6を乗じて得た額とし、上記総額が75万円より大きい場合には、600万円を超えない範囲で、上記総額から75万円を差し引いて得た額を3で除し、それに50万円を加えた額に、6を乗じた額とするなど所定の方法により算定した額とする（5条、6条）。

(3) 持続化給付金規程及び家賃支援給付金規程は、いずれも、本件特殊営業を含む性風俗関連特殊営業（風営法2条5項）を行う事業者に対しては、本件各給付金を給付しない旨の定めを置いている（持続化給付金規程8条1項3号、家賃支援給付金規程9条1項

3号)。

(4) 令和2年9月、上告人は、上記各事務局に宛てて本件各給付金を申請する旨の書面を発送し、これらの書面はいずれも中小企業庁に到達した。

(5) 被上告人デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社は、持続化給付金事務局の業務を受託していた者であり、被上告人株式会社リクルートは、家賃支援給付金事務局の業務を受託していた者である。

第2 上告理由のうち憲法14条1項違反をいう部分について

1 所論は、被上告人国が上記第1の2(3)の定めにより本件特殊営業を行う事業者に対して本件各給付金を給付しないこととしていること（以下「本件各取扱い」という。）は、その給付を受けることができる事業者との区別において、憲法14条1項に違反する旨をいうものと解される。

2 憲法14条1項は、法の下の平等を定めており、この規定は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきであって（最高裁昭和37年（オ）第1472号同39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁等参照）、本件各取扱いについては、本件各給付金が一定の政策目的をもって公費により給付されるものであることを踏まえた上で、給付対象となる事業者と本件特殊営業を行う事業者を区別することが不合理であるといえない限り、同項に違反するものではないというべきである。

3(1) 本件各給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により売上げが減少するなどした中小法人等の事業の継続を支えるとの政策目的を実現するため公費により給付されるものであって、給付対象とされない者の権利の制約を伴うものでもないことからすると、被上告人国において本件各給付金に係る制度を設けるに当たっては、政策的な見地から種々の考慮要素を勘案して給付対象者の範囲を画すことが許されるというべきである。

(2) 本件各取扱いは、本件特殊営業を行う事業者に対して本件各給付金を給付しないこととするものであるところ、本件特殊営業は、「人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの」（風営法2条7項1号）であり、事業者が、その派遣する接客従業者をして、不特定の者の性的欲望を満足させるために身体的な接触を伴う役務を提供させ、その対価を受ける点に特徴がある。

そして、本件特殊営業については、風営法において

種々の規制がされているところ（第4章第1節第2款）、これは、本件特殊営業が上記の特徴を有することに鑑み、このような規制をしなければ、善良の風俗や清浄な風俗環境を保持し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することができないと考えられたからにはほかならない（同法1条参照）。また、風営法が本件特殊営業を届出制の対象としているのは（31条の2）、本件特殊営業については、その健全化を観念することができず、風俗営業（同法2条1項）に対するものと同様の許可制をとること、すなわち、一定の水準を要求して健全化を図ることを前提とした規律の下に置くことは適当でないと考えられたことによるものと解される。

以上のとおり、本件特殊営業は、現行法上、上記のような規制をしなければ善良の風俗や清浄な風俗環境が害されるなどのおそれがあつて、その健全化を観念し得ないものとして位置付けられているところ、本件特殊営業が上記の特徴を有することからすると、このような位置付けが合理性を欠くものであるとはいえない。

(3) 本件各取扱いは、本件特殊営業の事業内容に着目し、その事業者を給付対象から除外するものであるが、本件特殊営業についての上記のような現行法上の位置付けや、本件特殊営業においては、接客従業者が顧客の指定する場所に出向いて上記のような役務を提供するという業務態様であることから、接客従業者の尊厳を害するおそれがあることを否定し難いものであることに照らせば、被上告人国において本件各給付金に係る制度を設けるに当たり、本件特殊営業を行う事業者に対しては、公費を支出してまでその事業の継続を支えることは相当でないと判断し、給付対象から除外して区別することが不合理であるということはできない。

4 以上によれば、本件各取扱いは、憲法14条1項に違反するものとはいえない。このことは、上記大法廷判決の趣旨に従して明らかである。原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして是認することができる。論旨は採用することができない。

第3 上告理由のうち憲法22条1項違反をいう部分について

本件各取扱いは、本件特殊営業を行う事業者に対し、一定額の給付をしないというものにとどまるところ、これが同事業者の職業活動に影響する面があるとしても、上記第2で説示したところによれば、憲法22条1項に違反するものとはいえない。このことは、最高裁昭和45年（あ）第23号同47年11月22日大法廷判決・刑集26巻9号586頁の趣旨に従して明らかである。これと同旨の原審の判断は是認すること

ができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官宮川美津子の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官安浪亮介の補足意見がある。

裁判官安浪亮介の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見に賛同するものであるが、宮川裁判官の反対意見があることを踏まえ、補足的に意見を述べておきたい。

本件では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、本件各給付金の規程により本件特殊営業を行う上告人に対して本件各給付金を給付しないこと（本件各取扱い）が憲法14条1項等に違反するか否かが問題となっている。

多数意見は、その説示から明らかなとおり、被上告人国による本件各給付金の制度設計において、本件特殊営業の事業内容（風営法2条7項1号）が、事業者において接客従業者を派遣して不特定の者の性的欲望を満足させるために身体的な接触を伴う役務を提供させ、その対価を受けるという特徴を有するものであることから、本件特殊営業を行う事業者に対して公費である本件各給付金を給付してまでその事業の継続を支えることは相当でないとして給付対象となる事業者と区別して行った本件各取扱いを不合理とはいえないとの判断を示したものである。そして、その判断に当たり、多数意見は、上記の特徴を有する本件特殊営業について、風営法における規制の目的や、風俗営業の場合（風営法4条以下参照）とは異なり、届出制が採られてその健全化を図るための適正な業務等の水準が定められていないことなど現行法上の位置付けを考慮して結論を導いているのであって、我が国における抽象的な性道徳の在りようを観念し、その観点から本件特殊営業を行う事業者や接客従業者を他の者よりも劣位するなどと評価して本件各取扱いの合理性を判断したものではない。

また、本件特殊営業は、顧客の性的欲望を満足させるための上記役務の提供を行うものであることのほか、接客従業者が顧客の指定する場所に出向いて上記役務を提供するという業務態様であることから、接客従業者において、事業者から切り離された場所で顧客から不意に意に反する身体的な接触等を求められる場合もあるものと考えられ、そのような場合を始めとして接客従業者の尊厳を害する事態が生じ得ることを否定することはできないのであって、本件特殊営業が事業内容としてそのような一面を有するものであることは無視し得ない。

以上のような事情からすれば、被上告人国が、政策的な見地から、公費を支出して本件特殊営業の事業の継続を支えることは相当でないと判断して他の事業者

と区別したことが不合理であるとはいえないと考える。

裁判官宮川美津子の反対意見は、次のとおりである。

私は、本件各取扱いが憲法14条1項に違反しないとした多数意見には賛同することができない。以下理由を述べる。

1 多数意見がいうように、憲法14条1項の規定は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきであり、本件特殊営業を行う事業者を本件各給付金の給付対象から除外することになる本件各取扱いが、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものであるといえるか否かが問題となる。

2 本件各給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大等を受け、売上げの減少等の大きな影響を受けるに至った中小法人等に対し、事業の継続を支えるという政策目的をもって給付されるものである。また、本件各給付金に係る制度の創設当時、感染拡大防止のために、国や地方自治体は、国民に対し、不要不急の外出・移動の自粛、いわゆる三密の回避等を要請し、事業者に対しては休業・営業時間短縮等の営業自粛を求めたため、事業者は業種を問わず広くその影響を受けることになった。本件各給付金は、このような前例のない未知のウイルスとの戦いの中で、特に厳しい状況にある中小法人等に対し実施が決定された緊急性の高い給付金であって、かつ、感染拡大防止対策への協力について一定のモチベーションを与える意味もあったと思われる。かかる本件各給付金の趣旨及び目的からは、給付対象となる事業者の事業の種類によって異なる取扱いをすることは予定されていないというべきである。

そして、本件各取扱いは、本件特殊営業の事業内容に着目し、給付対象から本件特殊営業を行う事業者を特に除外するというものであり、本件特殊営業を行う事業者及びその派遣する接客従業者が、あたかも社会的に見て劣位に置かれているという評価・印象を与え、あるいはそれらの固定化につながりかねない効果をもたらすおそれがあることからすれば、本件各取扱いの合理性判断においては、上記の本件各給付金の趣旨及び目的を重視すべきであり、本件各取扱いが本件特殊営業の事業者及び接客従業者の社会的評価に与える影響も考慮して、合理性の有無を慎重に検討すべきであると考える。

3(1) 多数意見は、本件特殊営業が、事業者がその派遣する接客従業者をして、不特定の者の性的欲望を満足させるために身体的な接触を伴う役務を提供させ、その対価を受けるという特徴を有することから、風営法は、本件特殊営業を種々の規制をしなければ善良の風俗や清浄な風俗環境が害されるなどのおそれがあつ

て、その健全化を観念し得ないものとして位置付けているところ、このような風営法上の本件特殊営業の位置付けは合理性を欠くものとはいえないし、このような風営法における上記位置付けを本件各取扱いの合理性の根拠として挙げている。

しかしながら、風俗営業（風営法2条1項）を行う事業者は、本件各給付金の給付対象とされているところ、風営法において、風俗営業及び性風俗関連特殊営業（同法2条5項）についてはいずれも善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、営業時間、営業区域等を制限するとされており、さらに年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとされているのであり、風営法上、両者は、規制をしなければ善良の風俗や清浄な風俗環境が害されるなどのおそれがあるものとして位置付けられている点に違ひはない（同法1条）。また、立法府としては、性的サービスに関わる本件特殊営業について、許可制の前提となる必要不可欠の水準や、健全化するための遵守事項を提示することは、性という国民の極めてプライベートな事項に関わる営業につき国が公的に水準を定めることになりかねないため、本件特殊営業については届出制という規制手法を選択したと考えることも可能であり、多数意見がいうように、本件特殊営業がその健全化を観念し得ないものと位置付けられていると考えることは相当でない。また、届出制、許可制の違いはあれ、風営法の規制の下で適法に営業を行っている事業者を、本件各給付金の給付の場面で区別することは、本件各給付金の趣旨及び目的と整合しないというほかない。したがって、風営法における本件特殊営業に対する規制手法をもって、本件各取扱いの合理性の根拠とは言及することができない。

(2) 次に、多数意見は、本件各取扱いによる区別の合理性の根拠として、本件特殊営業においてその役務を提供する接客従業者の尊厳を害するおそれがあることを否定し難いものであることにも言及する。

しかし、本件特殊営業については、接客サービスを提供して生計を立てる接客従業者が存在するとともに、当該サービスを求める顧客も存在しており、一定の社会的な需要があることは否定し難いところ、現行法上、本件特殊営業は禁止ではなく規制がされているにとどまり、そこで提供される接客サービスは、人としての尊厳を害するものとして禁止されている「売春」とは異なり（売春防止法1条ないし3条）、法律上接客従業者の尊厳を害するものと位置付けられていないことも考慮すべきである。そして、「接客従業者の尊厳を害するおそれ」には、本件特殊営業において接客従業者が顧客から意に反する身体的な接触や性行為を求め

られる危険も含まれ得るところ、そのような危険の存在は事業者が接客従業者と顧客との間に入ることで予防できる面があり、このような事業者との適法な契約関係の下で自律的に当該サービスを提供している接客従業者について、当然に当人の尊厳を害するおそれがあるとまでは断じられない。そうすると、多数意見がいう点を踏まえても、本件各給付金の趣旨及び目的に照らせば、適法に本件特殊営業を行う事業者について、公費を支出して事業の継続を支えることは相当であると判断し得るものと考える。

(3) そして、本件各取扱いの合理性判断においては、合理性の有無を慎重に検討すべきであることからすると、多数意見がいうような理由により、本件各取扱いの合理性を認めることはできない。

4 以上に加え、本件各給付金の趣旨及び目的からは、事業の内容によって取扱いを異にするべき理由がないことを考慮すると、本件各給付金の給付対象から本件特殊営業を除くことが合理的であるとする根拠は見当たらないというべきである。したがって、本件各取扱いは、憲法14条1項に違反するものであると考える。

5 よって、原判決は破棄を免れず、本件特殊営業を行う事業者であることを理由に上告人を本件各給付金の給付対象から除外することはできないことを前提として、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すのが相当である。

(裁判長裁判官 宮川美津子 裁判官 安浪亮介
裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹 裁判官
中村 憲)

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 動画共有サービスを提供するため、米国内でウェブサーバ及びコメント配信用サーバ等の設置管理をしているYが、上記ウェブサーバからインターネットを通じてユーザーが使用する我が国所在の端末にファイルを配信することにより、上記端末と上記コメント配信用サーバ等とを含むシステムを構築することが、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるとされた事例

|| 令和5年(受)第2028号
令7・3・3二小判 裁却
裁判集民272号本誌1859号

動画共有サービスを提供するため、米国内でウェブサーバ及びコメント配信用サーバ等の設置管理をしているYが、上記ウェブサーバから、インターネットを通じ、ユーザーが使用する我が国所在の端末にファイルを配信することにより、上記端末と上記コメント配信用サーバ等とを含むシステムであって、Xの有する特許権に係るシステムの発明の技術的範囲に属するものを構築することは、次の(1)~(3)など判示の事情の下では、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たる。

- (1) 上記の配信による上記システムの構築は、上記端末を使用するユーザーが、上記サービスの提供を受けるために、上記サービスに係る動画を視聴するためのウェブページにアクセスすると当然に行われる。
- (2) 上記発明は、動画上に表示されるコメント同士が重ならないように調整するなどの処理を行い、コメントを利用したコミュニケーションにおける娛樂性の向上という効果を奏するものであるところ、上記(1)の結果、上記システムにおいて、上記の調整などの処理がされることとなり、当該処理の結果が、上記システムを構成する我が国所在の端末上に表示される。
- (3) Xが上記特許権を有することとの関係で、上記の配信やその結果として構築される上記システムが、Xに経済的な影響を及ぼさないというべき事情はうかがわれない。

- 市長が市の管理する都市公園内に孔子等を祀る施設を設置することを一般社団法人に許可し、これに基づき市が上記公園内の土地を上記施設の敷地としての利用に供していることが憲法上の政教分離原則及び憲法20条、89条に違反しないとされた事例

|| 令和5年(行ツ)第261号
令7・3・17一小判
一部棄却、一部却下
裁判集民272号本誌1860号

市長が市の管理する都市公園内に孔子等を祀る施設を設置することを一般社団法人に許可し、これに基づき市が上記公園内の土地を上記施設の敷地としての利用に供していることは、次の(1)~(6)など判示の事情の下では、憲法上の政教分離原則及び憲法20条、89条に違反しない。

- (1) 上記施設は、中国から琉球に渡来し琉球王国の繁栄を支えた人々が17世紀以降に建立した孔子等を祀る施設を、そのゆかりの地に再建したものであり、市の公式ガイドマップに掲載され、観光客が訪れている。
- (2) 上記法人は、上記施設等の公開や上記施設における孔子の靈を迎えるなどする行事の挙行のほか、上記人々の歴史研究や論語を中心とする東洋文化の普及等を目的ないし事業とする一般社団法人である。
- (3) 上記施設は、公園施設として管理され、一般公衆の利用に供されている。
- (4) 市は、上記許可に先立ち、上記施設は、体験学習施設(都市公園法施行令5条5項1号)ないし歴史上又は学術上価値の高いもの(同項2号)として、公園施設と位置付けることができると整理した。
- (5) 上記許可は、上記法人に、年間576万7200円の公園使用料の納付義務を生じさせるものである。
- (6) 上記許可と併せてされた公園使用料の免除処分は、その後取り消され、上記法人により公園使用料が順次納付されている。

記事

◎広報テーマ(8月分)

**裁判員経験者の声を
お届けします！**

国民のみなさんが裁判員制度に参加するにあたり
心配や不安に思っていることに対して、実際に裁判員を経験された方は
どう感じたのか、経験者の声を紹介いたします！

他人の人生を左右する判断をするのは気が重いし不安だな。
自分の意見をうまく伝えられるかな～。

経験者の声
必要以上に怖がらなくとも大丈夫！
皆で話し合うことで責任の重さが分担し合えた気がして、必要以上に恐れる必要がなかったことに気づきました。

安心して議論に参加できました！
自分の意見を言うのが苦手で、最初はどうなるか不安でしたが、意見したことに対しては真剣に向き合っていただき、とても意見やすい環境で、自分がたくさん人の前で話すことができてビックリしました。

法律の知識がなくても大丈夫！
公判において、資料・画面等を活用し、ゆっくり説明してもらったり、よく理解することができました。裁判官・検察官・弁護人から詳しい説明があるので、そこまで身構える必要はありませんよ。

裁判員と裁判官でひとつのチームとして一緒に進めいくので、安心してご参加くださいニャン

裁判員制度
裁判員キャラクター
さいニャン

裁判員に選ばれる前の気持ち

裁判員として裁判に参加した感想

裁判員に選ばれる前は、「（積極的に）やってみたい」と思っていた方が合計37.1%でしたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計97.6%の方が「（非常に）よい経験と感じた」と回答されており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます。

経験者の方からこれから裁判員を経験するみなさまへのメッセージ

自分の物差しで物事を考えるだけでなく、他者の意見を聞き、理解しようと心がける姿勢が身についたと思う。最後までサポートがあるので、安心して参加してほしいと思います。

シニア層には、これまでの技量や感覚を生かした社会貢献活動の一つになりますし、若い方には、健全な社会常識を育んでいく機会になりますので、ぜひ参加してほしいです。

裁判員制度は、法律の専門家ではない国民のみなさんに参加していただくことに意義のある制度です。みなさんの積極的なご参加をお願いします。

Q 裁判員制度をもっと詳しくお知りになりたい方はこちら！

裁判所ウェブサイトQRコード
インフォグラフィックス動画
も配信中です。
ぜひご覧ください！

◎叙位・叙勲(4月分、死亡者のみ)

別紙「叙位・叙勲（令和7年4月、死亡者のみ）」
のとおり

◎人事異動

東京地方裁判所判事補

仙台地方・家庭裁判所判事補

東 紘史

(6月17日)



最
高
裁
判
所
規
則

法

律

等

『民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について』

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則が、令和七年六月十一日に公布されました。

この規則は、最近における経済事情の変動に鑑み、証人等の日当の最高額を引き上げることを目的としたものです。

（規則の条文及び新旧対照条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

（令和七年六月一一日公布 最高裁判所規則第八号）

（規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

◎民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文II別添1のとおり

『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律について』

（令和七年五月二八日公布 法律第四五号）

標記の法律（令和七年法律第四十五号）が、令和七年五月二十八日に公布されました。この法律は、附則第一条の規定により、同条各号に規定するものを除き、同年六月二十八日から施行されます。また、同条第一号に掲げる規定は同年五月二十八日から、同条第二号に掲げる規定は同年十一月二十八日から施行されます。

この法律は、最近における風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加する等の措置を講ずる必要があることを理由として公布されたものです。

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

法律II別添2のとおり

◎最高裁判所告示第二号

告示

示

民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第二百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所が最高裁判所により次に掲げるものと定められたので、民事訴訟法第二百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する。

令和七年六月十一日

裁判所 最高裁判所長官 今崎幸彦
全ての簡易裁判所

効力を生ずる日 令和七年七月十七日

(別紙)

叙 位 ・ 叙 紫 (令和7年4月、死亡者のみ)

元枚方簡易裁判所判事	高 橋 孝	4. 6	従四位
元徳島地方裁判所事務局長	山 口 弘	4. 9	正五位
元日本弁護士連合会常務理事	矢 田 英一郎	4. 10	従五位
元日本弁護士連合会常務理事	茂手木 雄 一	4. 14	従五位
元東京簡易裁判所判事	近 藤 秀 樹	4. 16	従四位 瑞小
元日本弁護士連合会常務理事	荒 川 誠 司	4. 21	従五位 旭小

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

一機械の部分は改正部分

第一条 関係一民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

第二条 関係一 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）

第一条 關係一民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）	
新	旧
（証人等の日当の額）	（証人等の日当の額）
第七条 法第二十二条第二項の最高裁判所が定める額は 類は、証人、民事訴訟法第一百八十七条第一項（二）	第七条 法第二十二条第二項の最高裁判所が定める額は 類は、証人、民事訴訟法第一百八十七条第一項（二）
（証人等の日当の額）	（証人等の日当の額）
第七条 法第二十二条第二項の最高裁判所が定める額は 類は、証人、民事訴訟法第一百八十七条第一項（二）	第七条 法第二十二条第二項の最高裁判所が定める額は 類は、証人、民事訴訟法第一百八十七条第一項（二）
（証人等の日当の額）	（証人等の日当の額）
定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり八千五百円とする。	定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり八千五百円とする。
（証人等の日当の額）	（証人等の日当の額）
第三条 法第四条第二項の最高裁判所が定める額は 、証人については一日当たり八千二百円、鑑定人 、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円とする。	第三条 法第四条第二項の最高裁判所が定める額は 、証人については一日当たり八千二百円、鑑定人 、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円とする。

定人、通訳人、査証人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む

定人、通訳人、査証人及び同法第二百一十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり八千五十円とする。

、通訳人、査証人及び同法第二百十八條第二項（これを擧用し、又はその例による場合を含む。）又は公客紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千八百円とする。

第三条関係－人身保護法による国連代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）

明者にてては一日当たりハ千五十九円とする

にござりては一戸当たり七千ハ百円とする

第三章
（通）
2 日当たる額は、一日当たり八千五十円以内において、裁判所が定める。

新	旧	新	旧
第七条 (略)	第七条 (略)	第七条 (略)	第七条 (略)
2 日当の額は、一日当たり一万八百円以内において、裁判所が定める。	2 日当の額は、一日当たり一万五百円以内において、裁判所が定める。	2 日当の額は、一日当たり六千三百十円以内において、裁判所が定める。	2 日当の額は、一日当たり六千百四十円において、裁判所が定める。

新	旧	新	旧
(日当の支給基準及び額)	(日当の支給基準及び額)	(日当の支給基準及び額)	(日当の支給基準及び額)
第七条 (略)	第七条 (略)	第七条 (略)	第七条 (略)

2 日当の額は、一日当たり六千三百十円において、裁判所が定める。

2 日当の額は、一日当たり六千百四十円において、裁判所が定める。

2 日当の額は、一日当たり六千五百円において、裁判所が定める。

2 日当の額は、一日当たり六千三百四十円において、裁判所が定める。

新	旧	新	旧
(立会人の日当等)	(立会人の日当等)	(立会人の日当等)	(立会人の日当等)
第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千六百二十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。	第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千四百七十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。	第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千八百円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。	第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千五百四十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

第四十条 前条第一号の日当は、八千五十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

第四十条 前条第一号の日当は、七千八百円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

第八条 関係一裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）

新	旧
<p>（裁判員等の日当・法第十一條等）</p> <p>第七条　（略）</p>	<p>（裁判員等の日当・法第十一條等）</p> <p>第七条　（略）</p>
<p>2　日当の額は、裁判員及び補充裁判員については一日当たり一万五百円以内において、裁判員等選任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者については一日当たり八千四百五十円以内において、それぞれ裁判所が定める。</p>	<p>2　日当の額は、裁判員及び補充裁判員については一日当たり「一万」百円以内において、裁判員等選任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者については一日当たり八千二百円以内において、それぞれ裁判所が定める。</p>

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条」を「第五十八条」に改める。

第四条第一項第一号イ中「又は第五十条第一項」を「第五十条又は第五十一条第一項」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第八号から第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号ただし書中「及び次号」を「（第七号を除く。）次号及び第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第七号に規定する」を「第八号イに掲げる」に、「同号」を「同号イ」に、「又は」を「若しくは」に、「者で」を「者又は同号ロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前六十日以内に役員であった者で」に改め、

同号を同項第十号とし、同項第八号中「前号に規定する」を「前号イに掲げる」に、「法人又は」を「法人若しくは」に、「前号の」を「前号イの」に、「者で」を「者又は同号ロに掲げる期間内に合併により消滅

1

した法人若しくは同項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号ロの立入りが行われた日前六十日以内に役員であった者で」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間」を

「次のいずれかに掲げる期間内」に改め、同号に次のように加える。

イ 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された

日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間

ロ 第三十七条第一項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日（当

該立入りの結果に基づき第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が当該立入りを受けた者に当該立入りが行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における

当該特定の日をいう。）までの間

第四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 当該許可を受けようとする者（法人に限る。イ及びハにおいて同じ。）と密接な関係を有する次に掲

げる法人が第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である者

イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

第十四条第一項に次の二号を加える。

十三 第三号に該当する者が出資、譲資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

第七条第三項中「の申請をした相続人」を削る。

第七条の二第二項後段及び第七条の三第二項後段を削る。

第十八条の二の次に次の二条を加える。

（客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制）

第十八条の三 第二条第一項第一号の営業を営む風俗営業者は、その営業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第十七条に規定する料金について、事実に相違する説明をし、又は客を騒怒させるような説明をすること。

二 客が、接客従業者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該接客従業者も当該客に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、次に掲げる行為により当該客を困惑させ、それによって遊興又は飲食をさせること。

イ 当該客が遊興又は飲食をしなければ当該接客従業者との関係が破綻することになる旨を告げること。

口 当該接客従業者がその意に反して受ける降格、配置転換その他の業務上の不利益を回避するために

は、当該客が遊興又は飲食をすることが必要不可欠である旨を告げる」と。

三 客が注文その他の遊興又は飲食の提供を受ける旨の意思表示（第二十二条の二第一号において「注文等」という。）をする前に遊興又は飲食の全部又は一部を提供することにより、当該客を困惑させ、それによつて当該遊興をさせ、若しくはしたものとさせ、又は当該飲食をさせる」と。

第二十二条の見出しを「（風俗営業を営む者の禁止行為等）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（接待飲食営業を営む者の禁止行為）

第二十二条の二 第二条第一項第一号の営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 客に注文等をさせ、又は当該営業に係る料金の支払その他の財産上の給付若しくは財産の預託若しくはこれらに充てるために行われた金銭の借入れ（これと同様の経済的性質を有するものを含む。）に係る債務の弁済（次号において「料金の支払等」という。）をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させる」と。

第一項の規定によるほか」を削る。

第二十四条第二項第一号中「又は第六号から第九号」を「第六号又は第八号から第十号」に改める。

第二十八条に次の二項を加える。

13 第二条第六項第一号又は第二号の営業を営む者は、営業所で異性の客に接触する義務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭その他の財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならない。

第三十一条の三第一項中「規定は、」を「規定は」に改め、「者について」の下に「、同条第十三項の規定は第二条第七項第一号の営業を営む者について、それぞれ」を、「なつて」との下に「、同条第十三項中「営業所で異性」とあるのは「異性」とを加える。

第三十二条の十五第一項中「第四十九条第五号及び第六号」を「第五十条第一号及び第二号」に改める。

第三十二条の二十三の表第四条第一項第六号及び第七号の項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

第三十六条の二第一項第三号イ中「在留期間」の下に「の満了の日」を加える。

7

二 客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が次に掲げる行為により金銭その他

の財産を得ることを要求すること。

イ 告発防止法その他の法令に違反する行為をすること。

ロ 対價を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交類似行為等（性交類似行為を）、又は他人の性的好奇心を満たす目的で、当該他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下ロにおいて同じ。）を触り、若しくは当該他人に自己の性器等を触らせる」とをう。）をする」と。

第五十七条を第五十八条とする。

第五十六条中「代表者、法人又は」を「代表者又は法人若しくは」に、「が、」を「が、その」に、「営業」を「業務」に、「第四十九条、第五十条第一項又は第五十二条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十九条 三億円以下の罰金刑

二 第五十条、第五十一條第一項又は第五十三条から前条まで 各本条の罰金刑

第五十六条に次の二項を加える。

2 前項の規定により第四十九条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第五十六条を第五十七条とする。

第五十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第五十六条とする。

六 外国において売春をすること。

第二十三条の見出しを「（接待飲食営業を営む者の禁止行為）」に改め、同条第一項及び第二項中「、前条

8

場合には、刑法施行日の前日までの間におけるこの法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。

2 施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

十八号）の施行の日前である場合には、同法第九十六条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条 第五十条第一項、第五十二条及び第五十三条の改正規定中「第四十九条、第五十条第一項、第五十二条及び第五十三条」を「第五十一条第一項第八号」とあるのは、「第五十条、第五十二条及び第五十三条」とする。

（酒税法の一部改正）

第三条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第七号の二中「第五十条第一項第四号」を「第五十一条第一項第四号」に、「禁止行為等」を「風俗営業を営む者の禁止行為等」に、「第五十条第一項第五号」を「第五十一条第一項第五号」に、「第五十条第一項第八号」を「第五十一条第一項第八号」に、「第五十六条」を「第五十七条第一項（第十三条）」とする。

した行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものとなる。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪处罚法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

13

二号）に改め、「第八号に」の下に「係る部分に限る。」に「を加える。
（組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）
第四条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次条において「組織的犯罪处罚法」という。）の一部を次のように改正する。
別表第一中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げる。
別表第三十一号の次に次の二号を加える。
十一の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条（無許可営業等）の罪
（組織的犯罪处罚法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 組織的犯罪处罚法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯したことの法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第二号から第六号までの罪（一）の法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第五十条各号（第四号を除く。）の罪に相当するものを除く。）の犯罪行為（日本国外で

14

15